

第4次三川町総合計画 (案)

令和2年 月

目 次

第1編 序 論

第1章 総合計画の策定にあたって	- 1 -
1 総合計画策定の趣旨	- 1 -
2 総合計画の構成と期間.....	- 1 -
第2章 三川町の概況	- 2 -
1 地勢・自然・沿革	- 2 -
2 人口と世帯の状況	- 2 -
第3章 新たなまちづくりに向けて	- 4 -
1 社会情勢の動向	- 4 -
2 町民ニーズの状況	- 6 -
3 財政状況	- 9 -
4 経済分析	- 10 -
5 まちづくりの主要課題.....	- 13 -
6 持続可能な開発目標（SDGs）への対応.....	- 16 -

第2編 基本構想

第1章 三川町が目指すまちの姿.....	- 19 -
1 まちづくりの基本理念.....	- 19 -
2 目指すまちの将来像	- 20 -
第2章 計画の指標.....	- 21 -
1 将来人口の目標	- 21 -
2 土地利用方針.....	- 23 -
第3章 計画の体系.....	- 24 -
1 計画の体系.....	- 24 -

第3編 基本計画

基本目標1 将来にわたって活躍できる人を育むまち	- 27 -
1-1 子育てしやすいまちづくりの推進.....	- 27 -
1-1-1 妊娠・出産.....	- 28 -
1-1-2 保育・幼児教育	- 28 -
1-1-3 学校教育	- 28 -
1-1-4 子育て支援.....	- 29 -
1-1-5 青少年健全育成.....	- 30 -
1-2 生涯学ぶことができる地域社会の実現	- 31 -
1-2-1 社会教育	- 31 -
1-2-2 スポーツ振興.....	- 31 -
1-2-3 芸術文化振興.....	- 32 -

基本目標 2	いつまでも健康で安心して暮らせるまち	- 33 -
2-1	誰もが健康で幸せに過ごせる共生社会の実現	- 33 -
2-1-1	地域福祉	- 34 -
2-1-2	高齢者福祉	- 34 -
2-1-3	障害者福祉	- 35 -
2-1-4	健康づくり	- 35 -
2-1-5	社会保障	- 36 -
2-2	安全で安心して暮らせる強靱なまちの実現	- 37 -
2-2-1	防災・危機管理	- 37 -
2-2-2	消防・救急・医療	- 38 -
2-2-3	防犯	- 38 -
2-2-4	交通安全	- 39 -
基本目標 3	創造力にあふれ豊かさを実感できるまち	- 40 -
3-1	活力に満ちた産業の育成と雇用の創出	- 40 -
3-1-1	農業振興	- 41 -
3-1-2	商工振興	- 41 -
3-1-3	特産品開発	- 42 -
3-1-4	雇用対策	- 42 -
3-2	みかわブランドをいかした交流人口・関係人口の拡大	- 43 -
3-2-1	観光振興	- 43 -
3-2-2	交流	- 44 -
3-2-3	移住・定住	- 44 -
基本目標 4	未来に向かって継続し発展するまち	- 44 -
4-1	安定した生活基盤を支えるインフラ整備	- 45 -
4-1-1	土地利用	- 46 -
4-1-2	道路・側溝等整備	- 46 -
4-1-3	交通体系	- 47 -
4-1-4	上下水道	- 47 -
4-1-5	除雪対策	- 47 -
4-2	自然と調和した住環境の整備	- 48 -
4-2-1	住環境	- 49 -
4-2-2	空き家等対策	- 49 -
4-2-3	公園	- 49 -
4-2-4	廃棄物処理	- 49 -
4-2-5	環境対策	- 50 -
4-3	町民総参加によるまちづくりの推進	- 51 -
4-3-1	町民参画	- 52 -
4-3-2	行財政改革	- 53 -
4-3-3	情報発信・広聴	- 53 -
4-3-4	広域連携	- 54 -

第1編

序 論

第1章 総合計画の策定にあたって

1 総合計画策定の趣旨

本町ではこれまで、第3次三川町総合計画（平成23年度～令和2年度）に基づき、「みんなで創り育む『いのち、自然、豊かさ』 人輝くまち みかわ」を目指し、「豊かで活力ある地域社会」の実現のため、歴史や風土、人々の営みを基盤に、協働によるまちづくりを推進してきました。

しかし、計画策定から10年が経過し、少子高齢化や人口減少が一層進む中で、自然災害や地方分権・地方創生への対応など多くの課題が発生しています。

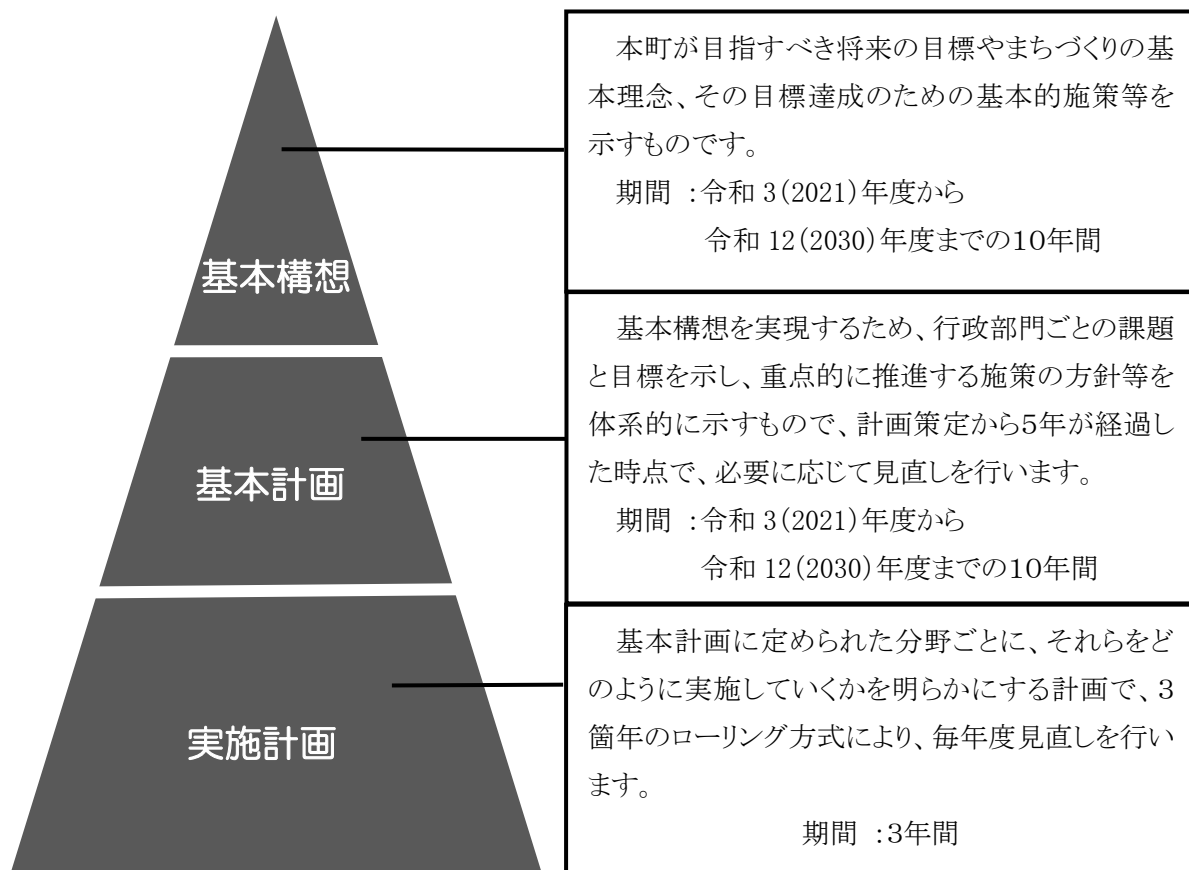
こうした社会情勢の変化や本町が抱える課題に的確に対応することにより、町民と行政が一体となってさまざまな課題を解決し、将来にわたって持続的に発展し続けるための指針として、第4次三川町総合計画を策定します。

この計画は、これまでの取り組みを継承・発展させるという基本的な考えのもと、町民の誰もが安心して暮らせるまちを実現するために、町の目指す将来像や目標、施策などの基本的な方向性を明らかにしながら、「三川町民憲章」とともに、今後のまちづくりの道しるべとなるものです。

2 総合計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

計画期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。



第2章 三川町の概況

1 地勢・自然・沿革

(1) 地勢

本町は、山形県の北西部、庄内平野のほぼ中央に位置し、北に最上川を隔てて秀峰・鳥海山を仰ぎ、東には霊峰・月山、湯殿山、羽黒山の出羽三山、南に金峰・母狩の両山を臨み、西には庄内砂丘を隔てて日本海が広がっています。

町の中央を赤川が、東には藤島川が、そして、西には大山川が流れ、この三川(さんせん)による豊かな水は大地を潤し、全国でも有数の穀倉地帯を誇っています。

(2) 自然

日本海の海洋気候の影響を受けて、夏は高温多湿で、冬は北西の季節風が激しく、庄内地方特有の地吹雪も発生しますが、比較的積雪量は少ない地域となっています。

四季折々の美しい景観は、肥沃な大地とともに豊かな文化を育んでいます。

(3) 沿革

昭和30(1955)年1月1日、東田川郡横山村、押切村、西田川郡東郷村の三村が合併して東田川郡三川村が誕生しました。

その後、各種生活基盤の整備が進められ、快適な田園のまちづくりを目指して、昭和43(1968)年6月1日に町制を施行し三川町となりました。

国道7号三川バイパスなどの主要国・県道が町を縦横断し、庄内空港や高速道路までのアクセスの利便性も高いことから、庄内地方の交通の要衝として、国や県などの公共施設が立地するとともに、行政・産業・経済等の中枢機能が集積する町として大きな役割を担っています。

2 人口と世帯の状況

(1) 人口の推移

本町の人口の推移をみると、「三川村」として誕生した昭和30(1955)年当時の人口は、10,751人でしたが、昭和30年代後半から、若年層の都市部への流出や出生率の低下などにより減少し始め、昭和50(1975)年以降一時的に増加したものの、昭和60(1985)年をピークに再び減少に転じ、平成12(2000)年の国勢調査では、7,879人まで減少しました。

その後、高速交通網の整備や商業施設の集積、企業誘致の進展などにより雇用の場が創出され、さらに、住宅地開発も進んだことから、平成17(2005)年には県内で2番目に高い人口増加率1.57%を示し、人口も8,003人まで増加しました。

しかし、少子高齢化の進展などにより、平成22(2010)年は7,731人、平成27(2015)年は7,728人と再び減少傾向になっています。

人口構成においては、出生数はわずかに増えているものの、若年層の町外流出に伴う生産年齢人口の減少により、高齢化率の上昇が続いています。

(2) 世帯の推移

本町の世帯の推移をみると、昭和30（1955）年は1,641世帯でしたが、その後は核家族化やライフスタイルの変化などにより世帯数が増え続け、平成27（2015）年では2,223世帯となっています。1世帯当たりの人口は、昭和30（1955）年は6.6人でしたが、平成27（2015）年は3.3人と半分の人数となっています。

第3章 新たなまちづくりに向けて

1 社会情勢の動向

(1) 少子高齢化の進展と人口減少

日本の総人口は、平成 20（2008）年の 1 億 2,808 万人をピークに、平成 23（2011）年以降は一貫して減少しています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、国全体の人口は令和 35（2053）年には 1 億人を割り込み、令和 47（2065）年には 8,808 万人になると推計されています。

このうち、高齢人口（65 歳以上）は、「団塊の世代」全てが 65 歳以上となった平成 27（2015）年に 3,387 万人となり、その「団塊の世代」が 75 歳以上となる令和 7（2025）年には 3,677 万人に達すると推計されています。総人口が減少する中で 65 歳以上が増加することにより高齢化は上昇を続け、令和 47（2065）年には 38.4%に達し、国民の約 2.6 人に 1 人が 65 歳以上となる社会が到来し、現役世代 1.3 人で、1 人の 65 歳以上の方を支える状況が見込まれています。

一方、高齢化が進展していく中で出生数は減少を続け、令和 47（2065）年には 56 万人になると推計されています。この減少により、年少人口（0～14 歳）は令和 38（2056）年には 1,000 万人を割り、令和 47（2065）年には 898 万人と、現在の半分程度になると見込まれています。

こうした少子高齢化の原因としては、平均寿命の延伸、未婚化・晩婚化、出生率の低下、価値観の多様化などさまざまな要因が考えられます。

また、少子高齢化の進展や医療・介護費の増大などにより、社会保障制度の給付と負担のバランスの崩壊、財政の危機、担い手の減少など、さまざまな経済的・社会的な課題が深刻化することが懸念されます。

(2) 安全・安心に対する意識の高まり

甚大な被害をもたらした東日本大震災をはじめとする地震災害の発生や、気候変動に起因した風水害など、近年災害のリスクが増大しています。災害が全国各地で毎年頻発する中、自然災害等に対する住民の防災意識は高まっており、地域の防災力の強化と防災体制の整備が求められています。

また、人口減少や高齢化を背景とした空き家の増加は、景観の悪化だけでなく、防災、防犯上の問題にもつながり、地域住民の生活を守るという観点からも、地域が一体となって取り組んでいくべき課題となっています。

(3) グローバル化のさらなる進展

現代は、国際情勢の変化、技術進歩などにより、ヒト、モノ、カネ、情報、技術、サービスの移動が加速し、社会、経済、文化など、さまざまな分野で地域を越えて行き交うグローバル化が進展しています。このままグローバル化が進むことにより、地域間、企業間競争が激化し、格差の拡大や地域経済の弱体化につながる恐れがあります。

一方で、国際規模での協調や相互補完関係が強まることにより、多文化共生への対応が求められています。国では「地域における多文化共生推進プラン」が策定され、その推進が重要施策として位置づけられています。このようにお互いの文化的差異を認め合い、地域社会の構成

員として積極的な理解を促す取り組みを強化していく必要があります。

(4) データ主導社会への対応

近年は、情報通信技術（ICT）の進歩やソーシャル・ネットワーキング・サービス※¹（SNS）などの普及により、あらゆるモノがネットワークにつながり（IoT※²）、データとして集積され（ビッグデータ※³化）、これらのデータについて人工知能※⁴（AI）等により処理・分析が行われ、現状把握や将来予測、ひいてはさまざまな価値の創出や課題解決に向けた取り組みが行われています。

平成 28（2016）年に閣議決定された「第 5 期科学技術基本計画」では、ネットワークや IoT をものづくりだけでなくさまざまな分野に広げ、経済成長や健康長寿社会の形成、社会変革につなげていくことや、サイバー空間（仮想的空間）とフィジカル空間（現実社会）が高度に融合した「超スマート社会（Society5.0）」の実現を戦略的に進めていくことが計画されており、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの社会的課題を克服していくことが期待されています。

こうした第 4 次産業革命と呼ばれる情報技術の進歩に伴い、あらゆるものがインターネットとつながり、「モノ」から「データ」へとシフトしていく中、まちづくりについてもできる限り情報技術を活用し、課題解決や施策の決定などを行っていくことが必要となっています。

(5) 新型コロナウイルス等の新たな脅威への対応

令和元（2019）年 12 月以降、世界各地に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については、我が国においても感染拡大や医療崩壊を防ぐため、令和 2（2020）年 4 月 7 日に 7 都府県に緊急事態宣言が発出され、その後、全国に対象地域が拡大されました。緊急事態宣言下では、3 密（密閉空間、密集場所、密接場面）や不要不急の外出を避け、事業者には休業要請が出されるなど、私たちの生活に重大な影響を及ぼしました。

令和 2（2020）年 5 月 25 日に、全ての都道府県において緊急事態解除宣言が発出となったものの、新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」では、一人ひとりの感染防止対策のほか、新しいスタイルの働き方が提案されるなど、感染拡大防止と社会経済活動との両立に向けた新たな取り組みが行われています。

このような新型コロナウイルスや新型インフルエンザなどの新たな感染症については、世界全体が連携し、人々の生命や健康を保護するとともに、生活や経済への影響を最小限にしていることが求められています。

※1 ソーシャル・ネットワーキング・サービス … インターネット上で社会的ネットワークを構築可能にするサービス。

※2 IoT（Internet of Things）… コンピュータに限らず、家電、家屋などさまざまな物がインターネットにつながることを。

※3 ビッグデータ … スマートフォンを通じて個人が発する情報や、医療機関の電子カルテなど、膨大かつ多様で複雑なデータのこと。

※4 人工知能（Artificial Intelligence）… コンピュータで、記憶・推論・判断・学習など、人間の知的機能を代行できるようにモデル化されたソフトウェア・システム。

2 町民ニーズの状況

本計画の策定にあたり、将来に望む町民ニーズの把握を目的として、平成 31（2019）年 2 月から 3 月にかけてまちづくりアンケート調査を実施しました。

（1）調査の概要

- 対 象 者 平成 31（2019）年 1 月 1 日時点において、本町に住民登録している方。ただし、10 代については、平成 30（2018）年 4 月 1 日時点で 15 歳以上の方を対象としました。
- 対象者数 1,080 名（男性 540 名、女性 540 名）
- 抽出方法 年代、性別、地区別に住民基本台帳より無作為抽出しました。
- 調査期間 平成 31 年 2 月 20 日～3 月 8 日
- 調査方法 調査票の配付と回収は、郵送を基本として実施しました。
- 回答者数 580 名（回収率 53.7%）

（2）アンケート調査結果

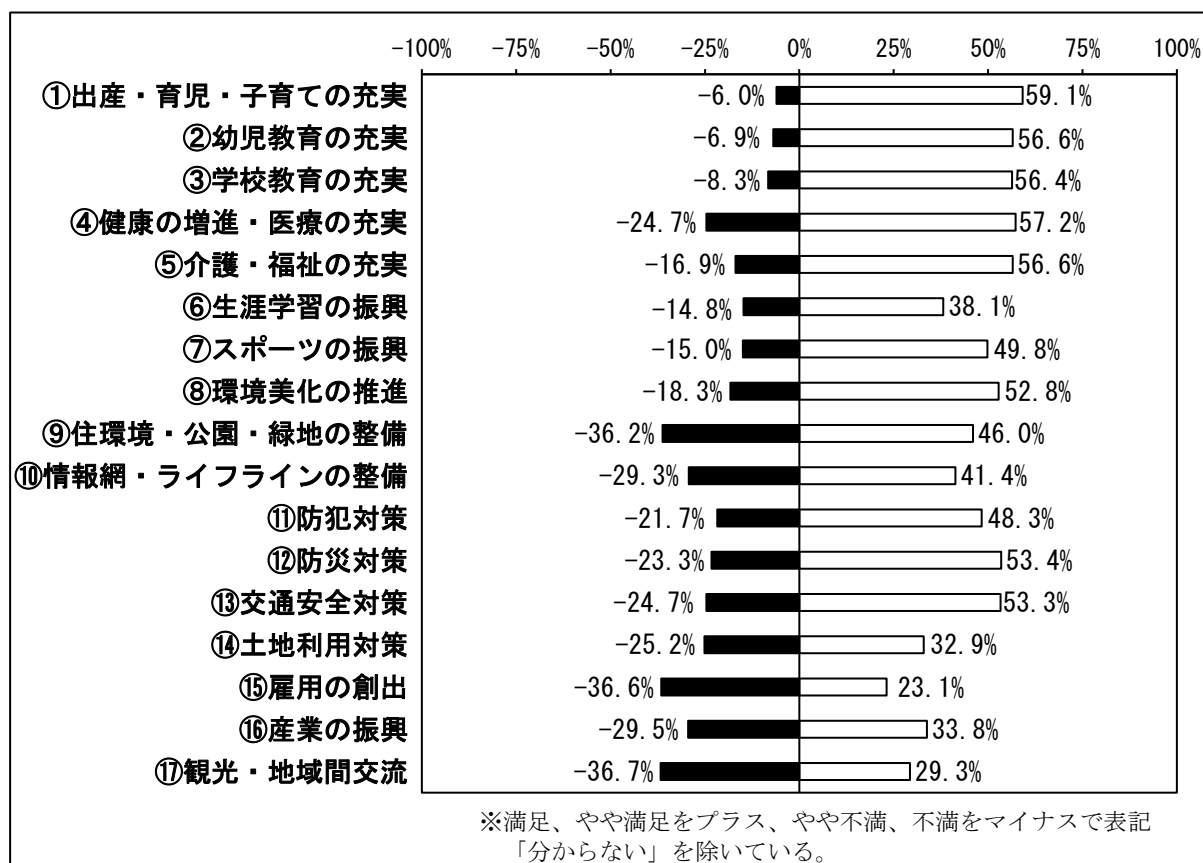
ア 今後も三川町に住みたいと思う町民の割合

「ずっと住みたい」と思っている方が半数を占め、「ずっと住みたいまではいかないが、当分の間は住みたい」を含めると、約 8 割の方が三川町に住みたいと答えています。

区 分	人数(人)	割合(%)
ずっと住みたい	334	57.6
ずっと住みたいまではいかないが、当分の間は住みたい	117	20.2
現在しかたなく住んでいるので、将来のことはわからない	33	5.7
住みたくないが、住むしかない。できることなら他の市町村に転出したい	32	5.5
わからない	55	9.5
不明	9	1.5
合 計	580	100.0

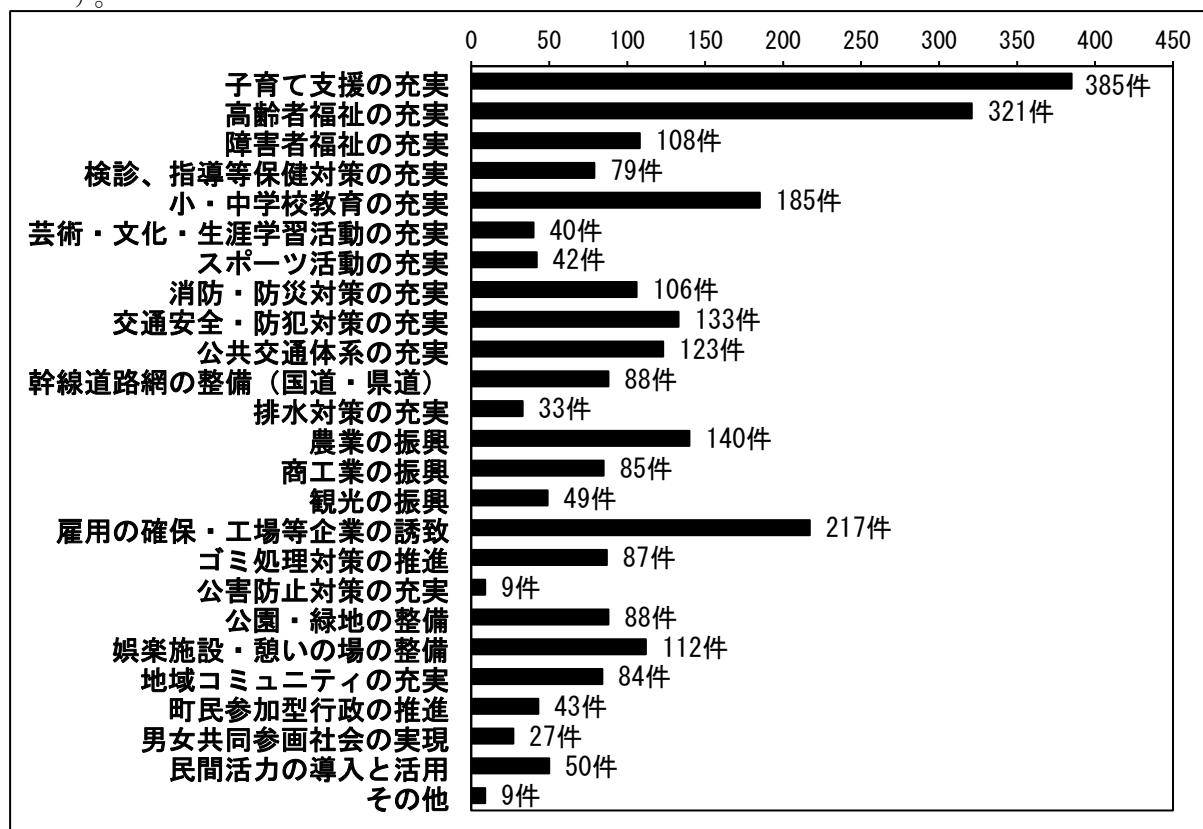
イ 町の重要施策に対する満足度

第 3 次三川町総合計画の重要施策の満足度については、①出産・育児・子育ての充実、④健康の増進・医療の充実、②幼児教育の充実、③学校教育の充実、⑤介護・福祉の充実の住民満足度が高くなっています。一方で、⑰観光・地域間交流、⑨住環境・公園・緑地の整備、⑮雇用の創出の住民満足度が低くなっています。このうち、⑰観光・地域間交流、⑮雇用の創出については、やや不満、不満と回答した人数が、満足、やや満足と回答した人数を上回っています。



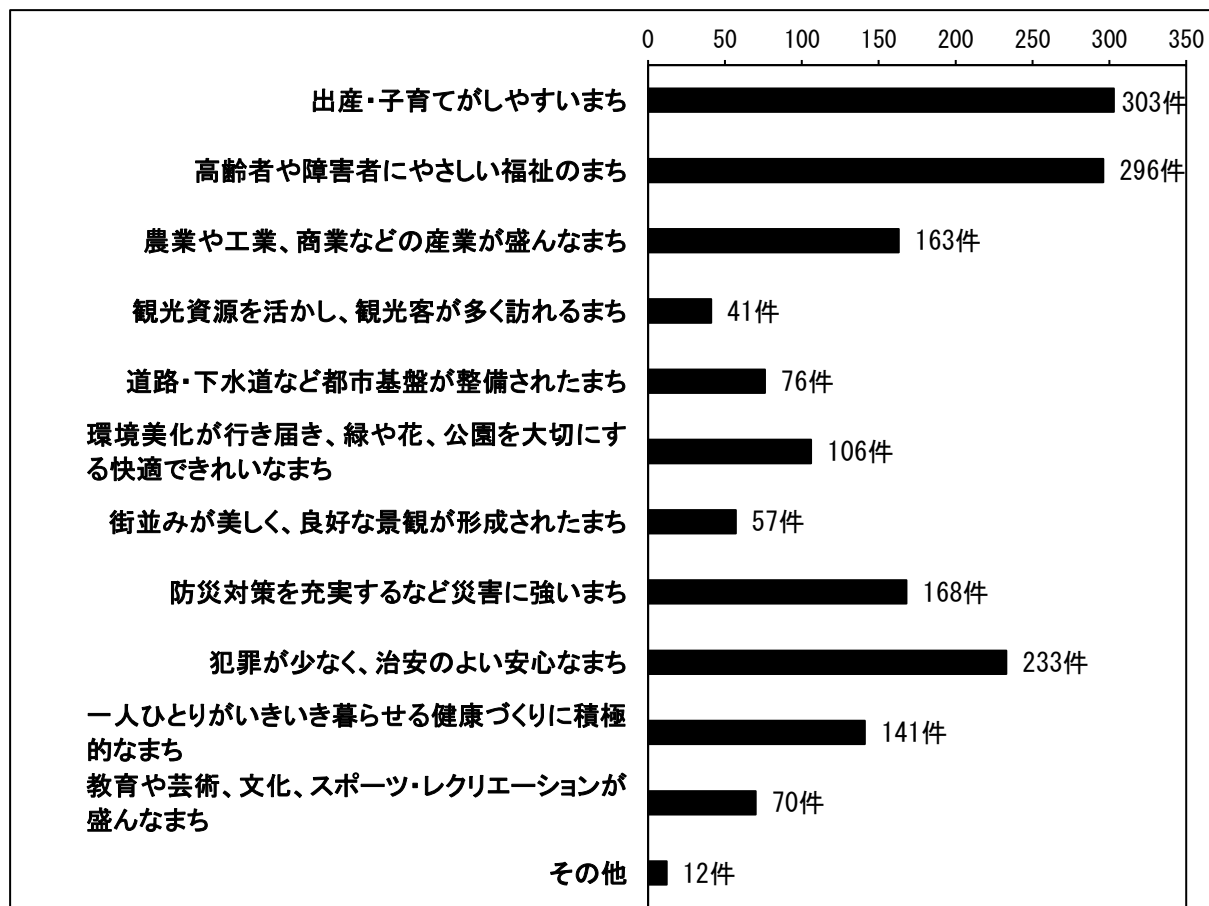
ウ これからのまちづくりのために特に推進すべき施策

これからのまちづくりのために特に推進すべき施策については、子育て支援の充実、高齢者福祉の充実、雇用の確保・工場等企業の誘致を推進するべきという意見が多くなっています。



エ 将来どのようなまちになることを期待しているか

将来、三川町がどのようなまちになることを期待しているかという問いについては、「出産・子育てがしやすいまち」と答えた方が最も多く、次いで「高齢者や障害者にやさしい福祉のまち」、「犯罪が少なく、治安のよい安心なまち」の順に高くなっています。



3 財政状況

平成 23（2011）年度から平成 30（2018）年度までの本町の財政状況（一般会計決算）をみると、年度毎に変動はありますが、歳入、歳出ともに概ね 35～49 億円で推移しています。

歳入のうち、最も大きな割合を占める地方交付税は毎年減少している状況です。また、自主財源である町税は、経済動向などにより増減がありますが、9～10 億円で推移しています。

歳出のうち、義務的経費の一つである扶助費は社会保障費などが大部分を占めており、毎年度増加しています。また、投資的経費の大部分を占めるのが普通建設事業で、三川中学校改築事業、公共施設等長寿命化対策事業、子育て交流施設整備事業などの大型事業を実施した年度は、6～8 億円程度の支出となっています。

次に、主要財政指標をみると、財政力指数について平成 30（2018）年度の全国の市町村平均である 0.51 には及んでいませんが、年々増加傾向にあります。一方、実質公債費比率、将来負担比率は、公債費の減少や基金残高の増加を背景として減少傾向にあり、依然として厳しい財政状況にはありますが、改善の方向に向かっています。

今後も歳入については大きな割合を占める地方交付税が減少し、歳出は社会的要因により扶助費が増加するとともに、公共施設の長寿命化対策やインフラ施設の大規模改修が必要となり投資的経費が増大していくことから、厳しい財政状況となることが予想されます。

（単位 百万円・％）

		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
歳入	町税	925	994	960	993	941	956	1,000	1,032
	地方交付税	1,679	1,675	1,624	1,603	1,561	1,551	1,482	1,447
	国県支出金	601	379	605	498	636	645	552	587
	町債	644	252	209	349	493	545	352	392
	その他	501	488	486	619	1,101	1,236	1,197	1,337
	歳入合計	4,350	3,788	3,884	4,062	4,732	4,933	4,583	4,795
歳出	人件費	758	759	730	733	720	736	755	720
	扶助費	293	383	385	422	430	484	493	507
	投資的経費	871	332	413	482	633	703	500	578
	公債費	635	599	685	535	497	475	469	518
	その他	1,625	1,525	1,533	1,679	2,228	2,341	2,182	2,259
	歳出合計	4,182	3,598	3,746	3,851	4,508	4,739	4,399	4,582
財政指標	財政力指数※5	0.358	0.350	0.362	0.369	0.382	0.380	0.393	0.404
	経常収支比率※6	90.8	84.0	84.3	84.8	85.5	89.9	85.4	86.7
	実質公債費比率※7	15.6	14.3	13.3	12.3	11.7	11.2	11.3	11.5
	将来負担比率※8	159.7	139.4	131.6	132.0	124.0	116.4	110.4	89.5

※5 財政力指数 …… 地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額（標準的な税収入の一定割合により算定された額）から基準財政需要額（財政需要を合理的に測定するため算定された額）で除して得た額の過去 3 年間の平均値。（数値が高いほど、自主財源の割合が高く財政状況に余裕がある）

※6 経常収支比率 …… 人件費や扶助費等の経常的経費と町税等経常的収入の割合。（割合が低いほど状況変化に対応可能）

※7 実質公債費比率 …… 地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）や加入している一部事務組合が負担する公債費などを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。

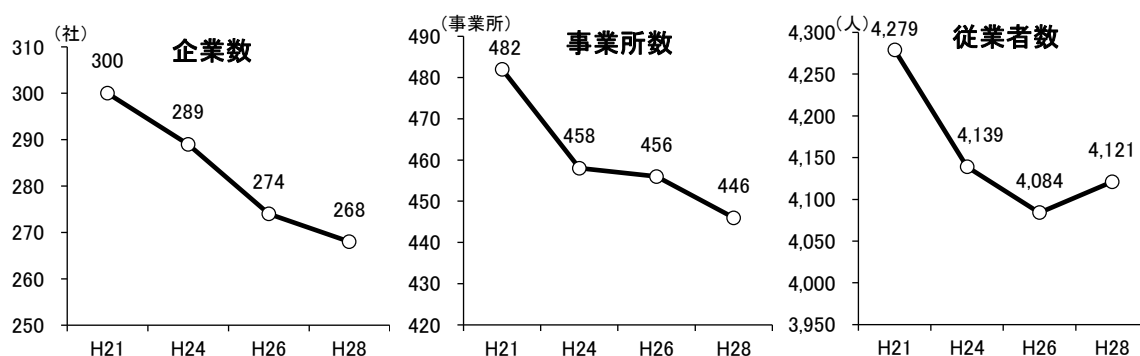
※8 将来負担比率 …… 一般会計等の借入金（地方債）や他会計、第 3 セクターの負債などを、一般会計が今後、将来に渡ってどれくらい負担するのかを表したものの。（割合が低いほど将来への負担が少ない）

4 経済分析

町の統計データ等から本町の特徴をみると、次のことが分かります。なお、分析にあたっては、経済産業省と内閣官房（まち・ひと・しごと創生本部事務局）が提供している「地域経済分析システム（RESAS（リーサス）」（以下「RESAS」という）を使用しています。

（１）企業数、事業所数、従業員数の推移

本町の企業数、事業所数、従業員数は、リーマンショックによる世界的な金融恐慌が発生した平成 20（2008）年以降減少しています。このうち、従業員数については、平成 26（2014）年から平成 28（2016）年には増加が見られますが、平成 21（2009）年の水準までは回復していません。

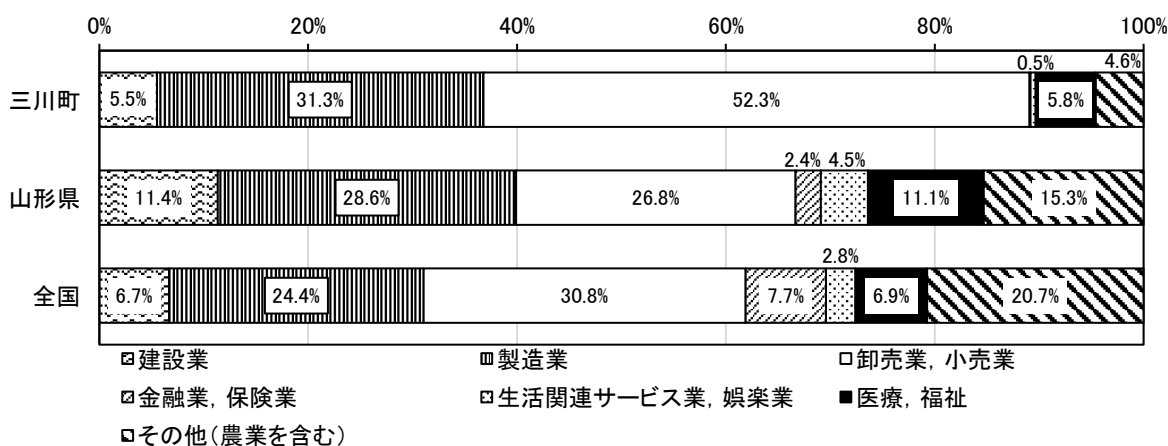


【出典】 総務省「経済センサス基礎調査」再編加工、総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」再編加工

【注記】 企業数については、会社数と個人事業所を合算した数値。従業員数は事業所単位の数値。
RESAS のグラフを加工。

（２）産業大分類別売上高構成比（企業単位、平成 28（2016）年）

平成 28（2016）年の売上高（企業単位）について、本町の産業大分類別の構成比を見ると、卸売業・小売業が最も多く全体の 52.3%を占め、次いで製造業 31.3%、医療・福祉 5.8%の順で大きくなっています。また、国、山形県、本町の割合を比較した場合、卸売業・小売業の割合については国、山形県よりも非常に大きくなっており、本町において重要な産業の一つとなっています。製造業についても国、山形県より割合がやや大きくなっています。一方、生活関連サービス・娯楽業などは、国、山形県よりも割合が小さくなっています。なお、農業については、本町の割合が 0.5%、山形県が 1.1%、国は 0.3%となっています。



【出典】 総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」再編加工

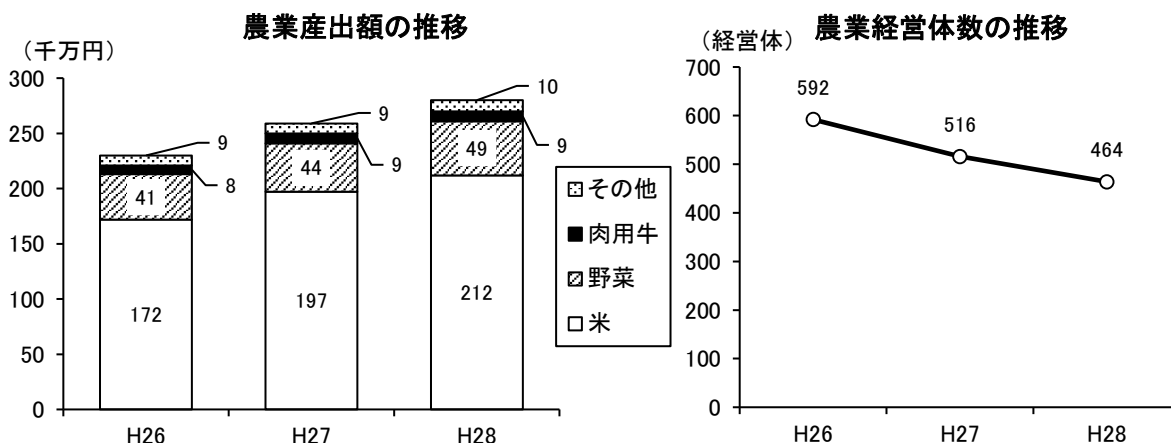
【注記】 RESAS のグラフを加工

(3) 農業

ア 農業産出額・農業経営体の推移

本町の基幹産業である農業について、農業産出額の平成 26 (2014) 年から平成 28 (2016) 年の推移をみると、3 年連続で増加しています。その内訳をみると、米が最も大きくなっており、全体の 75% 程度を占めています。

一方、農業経営体数の推移を見ると、毎年約 1 割ずつ経営体が減少している状況です。



【出典】 農業産出額 (都道府県単位) 農林水産省「都道府県別農業産出額及び生産農業所得」
 農業産出額 (市区町村単位) 農林水産省「市町村別農業産出額 (推計)」
 農業経営体数 農林水産省「農林業センサス」再編加工

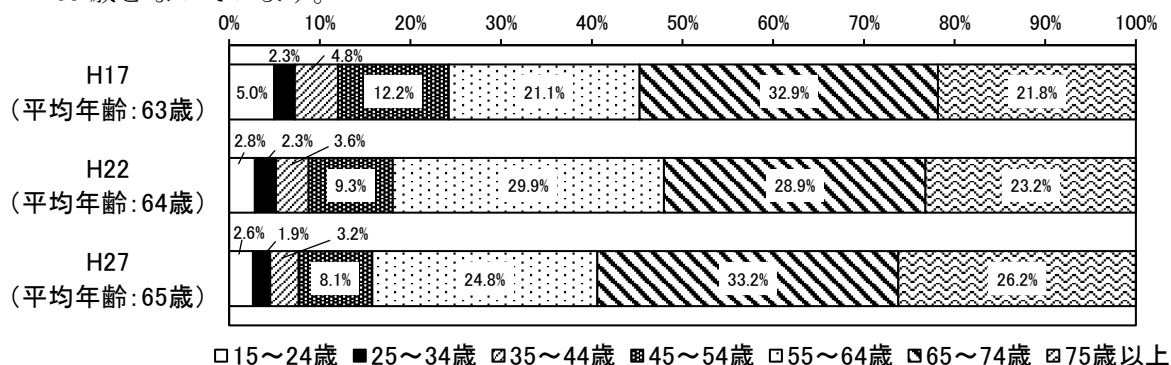
【注記】 RESAS のグラフを加工。

イ 年齢階級別農業就業者比率と平均年齢

平成 27 (2015) 年の農業就業者の年齢階級別の構成比を見ると、65～74 歳の割合が最も大きくなっており、75 歳以上も合わせると全体の 59.4% を占めています。一方、15～44 歳の若手農業就業者の割合は 7.7% となっています。

次に、5 年毎の推移を比較すると、平成 17 (2005) 年は 15～44 歳以下の若手農業就業者は全体の約 12% を占めていたのに対し、平成 27 (2015) 年ではその半分程度まで減少しています。

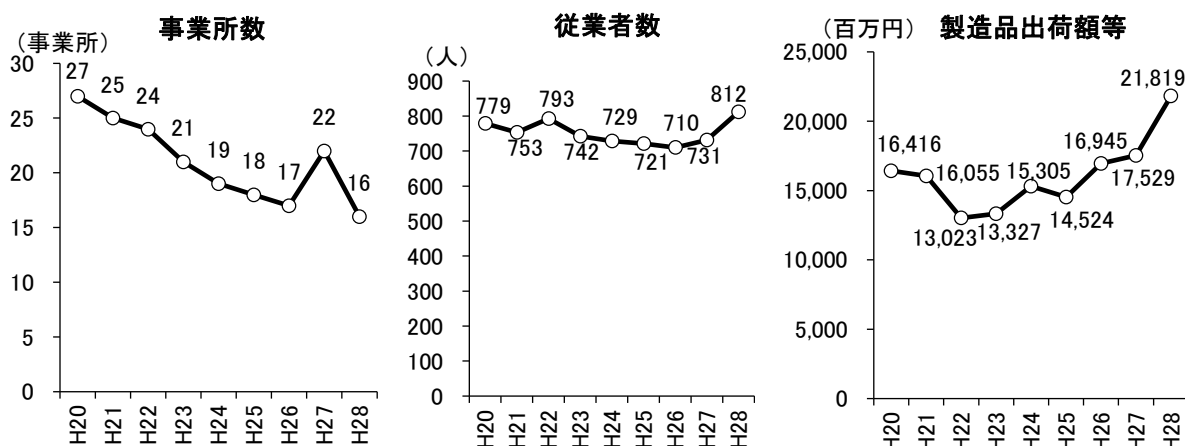
また、農業就業者の平均年齢を見ると、5 年毎に 1 歳ずつ上がり、平成 27 (2015) 年には 65 歳となっています。



【出典】 農林水産省「農林業センサス」再編加工
 【注記】 農業就業人口 農業従事者のうち、農業を主として従事した世帯員
 RESAS のグラフを加工。

(4) 製造業

本町の製造業は、事業所数が減少傾向にあります。また、従業員数についてはほぼ横ばいですが、製造品出荷額等は増加しています。



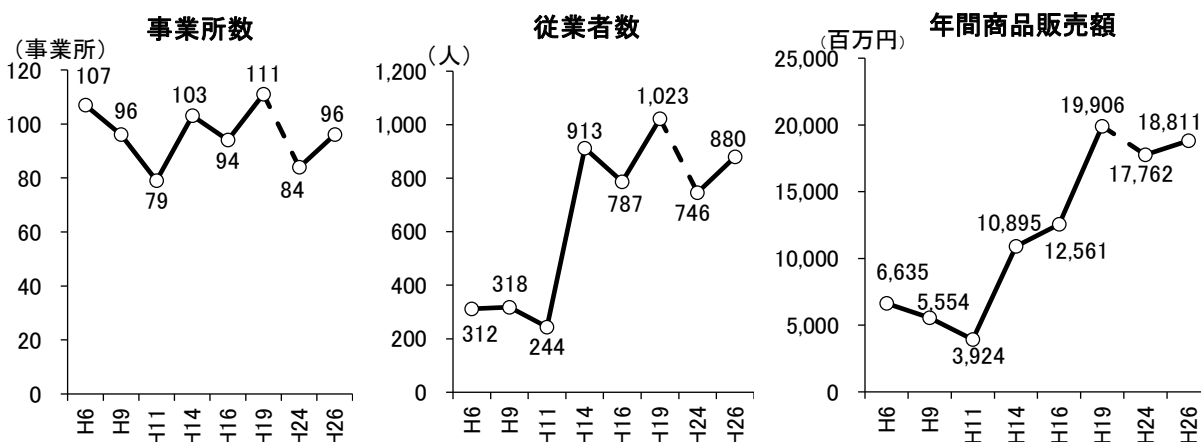
【出典】 経済産業省「工業統計調査」、総務省・経済産業省「平成 24 年経済センサス活動調査」

【注記】 RESAS のグラフを加工。

【その他の留意点】 従業員数 4 人以上の事業所が対象。

(5) 小売業

本町の小売業は、消費動向などの影響を受け、事業所数が増加と減少を繰り返しています。一方、従業員数、年間商品販売額についても増加と減少を繰り返すものの、全体的には増加傾向で推移しています。



【出典】 通商産業省、経済産業省「商業統計調査」、総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」

【注記】 「H24 年」以降の数値は「平成 24 年経済センサス活動調査」、「H19 年」以前の数値は「商業統計調査」を基にしているため、「H24 年」以降の数値は「H19 年」以前の数値と接続しない。
RESAS のグラフを加工。

5 まちづくりの主要課題

(1) 人口減少対策

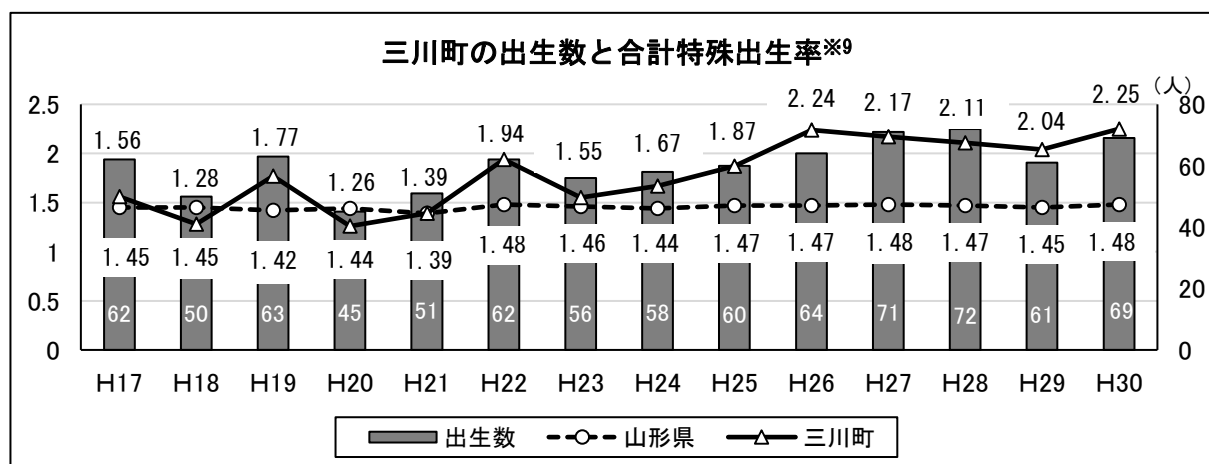
本町の出生数は、昭和 60（1985）年までは年間 100 人を超す出生数で推移してきたものの、それ以降は特定の年を除いて減少傾向が続き、平成 17（2005）年以降の出生数は概ね 40 人から 70 人程度と低いまま推移しており、今後も大幅な増加を見込むことは困難な状況にあるといえます。

これは、少子社会が続いたことで、20～30 歳代の子どもを産み育てる年代層そのものの人口が減少したことに加え、若者世代が町外に転出していることが大きな要因として考えられます。

一方、総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合は毎年増加しており、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」によると、本町の令和 12（2030）年の高齢化率は 38.4%と推計されています。

このまま人口が減少し、少子高齢化が進めば、担い手・労働力不足を背景として本町の基幹産業である農業をはじめとする経済・産業活動や、コミュニティの維持などの地域活動にも大きな影響を及ぼす恐れがあります。

このような状況において、国全体で年齢階層者数と年齢階層別の比率がほぼ等しく、人口の不均衡が解消される状態となる合計特殊出生率の水準（人口置換水準）が 2.07 とされる中、本町の合計特殊出生率は平成 30（2018）年についてはそれを上回っている状況です。将来の人口減少を抑制するためには、若者の流出を防ぎ、人口減少に歯止めをかけるとともに、産み育てやすい環境を充実させ、高い合計特殊出生率を維持していくことが課題となっています。



(2) 安定した雇用環境の整備

平成 20（2008）年にアメリカ合衆国の投資銀行が経営破綻したことに端を発して、連鎖的に世界規模の金融危機が発生したリーマンショックは、日本経済にも大きな影響を与え、景気後退の要因となりました。その後、平成 24（2012）年 12 月以降、世界経済の緩やかな回復、企業部門の高い収益力や技術革新を背景とした設備投資意欲の高まり、雇用・所得環境の改善という 3 つの大きな推進力に支えられ、戦後最長の景気回復を続けてきました。しかし、令和元（2019）年 12 月以降、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が世界各地で猛威を振るい、我が国においても緊急事態宣言が発出されるなど、新たな感染症が社会経済、雇用に甚大な影響を及ぼし

※9 合計特殊出生率 …… 1 人の女性がその年齢別出生率で、一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する割合。

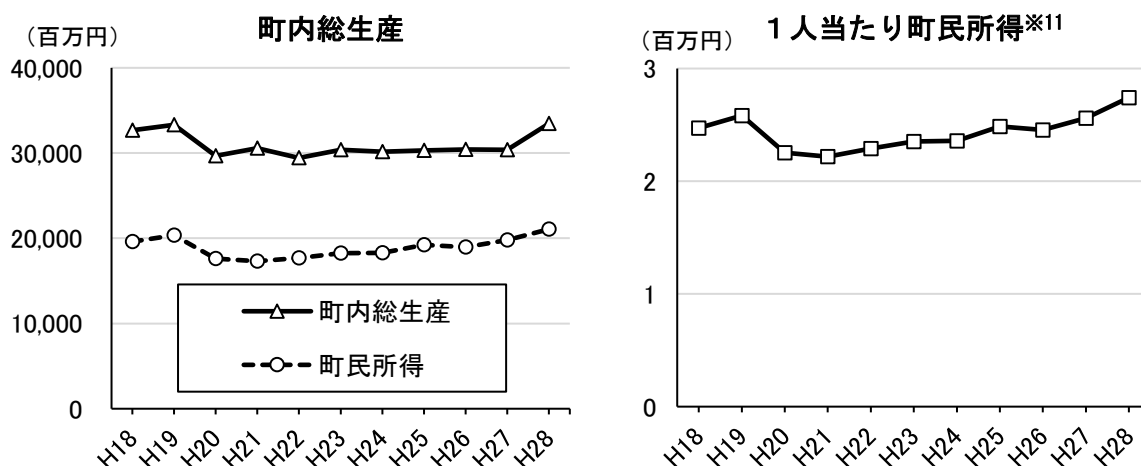
ています。

平成 18 (2006) 年度から平成 27 (2015) 年度の町内の経済状況を見ると、町内総生産^{※10}は平成 18 (2006) 年度以降 300 億円前後とほぼ横ばいで推移しています。一方、本町の 1 人当たり町民所得は、平成 19 (2007) 年度を境に減少に転じた後、毎年緩やかに増加し、平成 28 (2016) 年度にはリーマンショック前の平成 19 (2007) 年度を上回っており、国と同様に緩やかな回復基調にあるといえます。

次に、平成 21 (2009) 年と平成 28 (2016) 年の事業所数、従業員数を比較すると、町内では事業所数が 36 事業所、従業員数が 158 名減少しており、地域経済は回復基調にあるものの、雇用環境という面においては依然として厳しい状況にあることが伺えます。

町や周囲の雇用環境が悪化すると、若者は働く場所を求めて都会に出て行き、人口が流出することで、労働力人口の減少と消費市場の縮小という形で地域経済の供給面と需要面の双方にマイナスの影響を与え、地域経済を「負のスパイラル」へ陥らせます。

まちづくりアンケート調査においても、町の重要施策のうち「雇用の創出」に不満と回答した方が多く、これからのまちづくりにおいて、特に推進すべき施策の一つに「雇用の確保・工場等企業の誘致」を挙げる方も多くなっており、若い世代の就労・雇用環境の整備が課題となっています。



【出典】山形県企画振興部 「市町村民経済計算 (平成 28 年度)」

(3) 快適で安全・安心な生活環境の整備

快適で、安全・安心なまちづくりを進めるためには、インフラ^{※12}施設の整備、自然環境との調和、防災対策などさまざまな課題があります。

インフラ施設においては、道路舗装、下水道敷設などがほぼ完了している状況であり、今後は長寿命化や更新を計画的に進めていく必要があります。

生活交通においては、高齢化の進展等による交通弱者の増加により、生活交通の確保が困難となっている方の増加が社会的な問題となっており、町民のニーズを把握し、将来にわたり持続可能な交通確保対策の取り組みが求められています。

※10 町内総生産 … 1 年間に市町村内の生産活動によって新しく生み出された価値 (付加価値) の評価額を示したもので、生産された商品やサービスの額 (= 産出額) から原材料や部品代など (= 中間投入) を除いたもの。

※11 町民所得 … 市町村民所得上の町民所得で、生産活動で生み出された付加価値がどのように配分されるか把握したもので、雇用者報酬、財産所得 (非企業部門)、企業所得 (企業部門の第 1 所得バランス) から構成される。

※12 インフラ … インフラストラクチャー (Infrastructure) の略語で、生活や産業などの経済活動を営む上で不可欠な社会基盤と位置づけられ、公共の福祉のため整備・提供される施設の総称。

さらに、自然環境との調和については、自然との共生を図るために、低炭素社会^{※13}、循環型社会^{※14}、自然共生社会の実現などに向けた取り組みを進めていく必要があります。

また、全国各地で頻発する自然災害については、関係者との連携を強化し、地域が一体となり、防災力を高めていくことが求められています。

新型コロナウイルスや新型インフルエンザに代表される新たな感染症については、町民の生命や健康のほか、生活や経済に重大な影響を及ぼす恐れがあることから、正しい知識の普及啓発を行い、町民の感染を予防するとともに、各種施策の充実により社会経済への影響を最小限に抑えていくことが必要となっています。

(4) 強い産業の育成

本町の産業について、第1次産業の農業のほか、第2次産業の製造業、第3次産業の卸売業・小売業の割合が高くなっています。

農業においては、農業産出額が伸びていますが、農業就業者が高齢化している中、新規就農者が減少していることから、担い手・後継者不足の問題が今後一層深刻化することが予測されます。こうした課題を解決するためには、引き続き新規就農者への支援を行っていくとともに、集積による経営規模の拡大や、経営の多角化・複合化、生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出により農業者の所得を確保し、経営基盤の強化を図っていくことが求められています。

また、本町においては、農業のほかに、機械器具製造業などの工業や、飲食料品、衣類などの小売業、医療、介護事業などで従業員数や売上高が全国的な割合よりも高くなっています。

これらの町の特徴的で元気な産業の経営安定化を支援し、成長力を伸ばしていく取り組みが必要となっています。

※13 低炭素社会 … 地球温暖化の原因とされる二酸化炭素などの排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会。

※14 循環型社会 … 環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを再生利用や再資源化などによって有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑えた社会。

6 持続可能な開発目標（SDGs）への対応

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、略称 SDGs）とは、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択されたもので、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目的に策定された、先進国を含む国際社会全体の開発目標です。また、この目標は、令和 12（2030）年を期限とした 17 の国際目標と 169 のターゲット、232 の指標で構成されています。

わが国では、平成 28（2016）年 5 月に政府内に SDGs 推進本部が設置され、同年 12 月に実施指針が策定されています。全世界的なレベル、複数の国をまたぐレベル、国のレベル、自治体のレベルなど、それぞれの規模や役割で果たすべき責務がある中、各自治体においても目標の達成に向けた取り組みが求められています。このことを受け、本町においても自治体のレベルで SDGs の趣旨を踏まえた取り組みに努める必要があります。

持続可能な世界を実現するための 17 の目標、自治体レベルの責務

 1 貧困をなくそう	【国際目標1】 あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ。 【自治体レベル】 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての住民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細かな支援策が求められています。
 2 飢餓をゼロに	【国際目標2】 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するために、持続可能な農業を推進する。 【自治体レベル】 自治体は土地や水資源を含む自然資源を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためには適切な土地利用の計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食糧確保に貢献することもできます。
 3 すべての人に健康と福祉を	【国際目標3】 あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。 【自治体レベル】 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
 4 質の高い教育をみんなに	【国際目標4】 すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。 【自治体レベル】 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取り組みは重要です。
 5 ジェンダー平等を実現しよう	【国際目標5】 ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る。 【自治体レベル】 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取り組みといえます。

6 安全な水とトイレ を世界中に 	【国際目標6】 すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する。 【自治体レベル】 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 	【国際目標7】 すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。 【自治体レベル】 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
8 働きがいも 経済成長も 	【国際目標8】 すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する。 【自治体レベル】 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
9 産業と技術革新の 基盤をつくらう 	【国際目標9】 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る。 【自治体レベル】 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。
10 人や国の不平等 をなくそう 	【国際目標10】 国内および国家間の格差を是正する。 【自治体レベル】 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
11 住み続けられる まちづくりを 	【国際目標11】 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする。 【自治体レベル】 包摂的で、安全、強靱(レジリエント)で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
12 つくる責任 つかう責任 	【国際目標12】 持続可能な消費と生産のパターンを確保する。 【自治体レベル】 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには住民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3R の徹底など、住民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
13 気候変動に 具体的な対策を 	【国際目標13】 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策をとる。 【自治体レベル】 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。

14 海の豊かさを守ろう 	【国際目標14】 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する。 【自治体レベル】 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
15 陸の豊かさを守ろう 	【国際目標15】 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る。 【自治体レベル】 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が必要な役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
16 平和と公正をすべての人に 	【国際目標16】 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する。 【自治体レベル】 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
17 パートナリシップで目標を達成しよう 	【国際目標17】 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。 【自治体レベル】 自治体は公的/私的セクター、住民、NGO/NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

【参考】一般社団法人建築環境・省エネルギー機構「私たちのまちにとってのSDGs(持続可能な開発目標)-導入のためのガイドライン-

第2編

基本構想

第1章 三川町が目指すまちの姿

1 まちづくりの基本理念

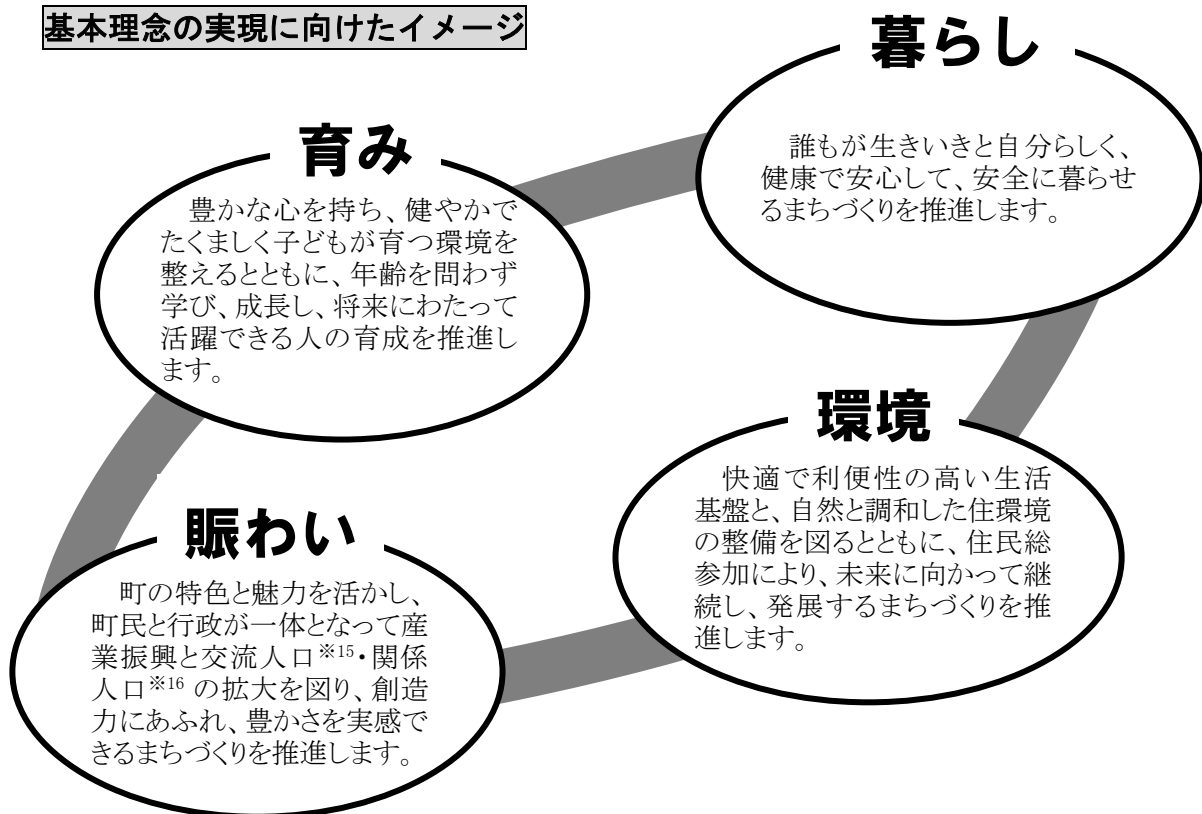
本町は、庄内平野のほぼ中央に位置し、豊かな田園と赤川・藤島川・大山川の3つの川に象徴される自然豊かな町です。四季折々の美しい田園風景に囲まれたこの町で、町民は力強く、ぬくもりのある町民性を先代から受け継ぐとともに、地域での助け合い、支え合いを大切にしながら良好なコミュニティを形成し、生活を営んできました。

このように、まちづくりの主役は、いつの時代においてもそこに暮らす町民一人ひとりです。そして、まちづくりの目的は、そのような町民一人ひとりが、安全で安心し、生き生きと暮らしていくことができ、生まれ育った子どもたちがいつまでも住み続けることができる持続的な発展が可能なまちを創っていくことにあります。

さまざまな要因により自治体を取り巻く環境が大きく変わる中、活力にあふれ、将来にわたって魅力あふれるまちにするためには、ここに住むすべての人がふるさとを愛し、みんなが力を合わせて快適で住みよい生活空間を創っていく必要があります。

「ここに住む全ての人々が、この町に誇りを持ち、自助・共助・公助の3つがバランスよく機能した協働のまちづくりを推進し、快適で利便性の高い生活をおくることができる環境を創り、魅力あふれる三川町として未来に引き継いでいくこと」を基本理念とします。

基本理念の実現に向けたイメージ



※15 交流人口 …… その地域に住んでいる人（定住人口）に対する概念で、その地域を訪れる人々を指す。

※16 関係人口 …… 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す。

2 目指すまちの将来像

まちづくりの基本理念を踏まえ、本町を取り巻く状況や地理的特性などを認識した上で、本構想における目指すべき将来像を次のとおり定めます。

**あふれる笑顔 みんなが住みやすいまち
ハートフルタウン みかわ**

第2章 計画の指標

1 将来人口の目標

国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口』（平成30年3月）によると、平成27年国勢調査をもとにした本町の令和12年（2030年）における人口は、幼年少人口846人、生産年齢人口3,308人、高齢人口2,591人、計6,745人と推計されています。

このまま人口減少が続いた場合、生活関連サービス（小売、飲食、医療機関等）の縮小、空き家、耕作放棄地等の増加、地域公共交通の縮小・撤退、地域コミュニティの機能低下など、さまざまな問題が深刻化していくことが懸念されます。

このような状況の中、子育て環境の充実や雇用の場の創出などにより、魅力あるまちづくりをより一層推進することで、都会に出て行った若者の回帰を促すとともに、新たな定住者を呼び込むことにより、人口減少が抑制されることを見込み、計画の目標年度である令和12（2030）年の総人口は7,200人を目指します。

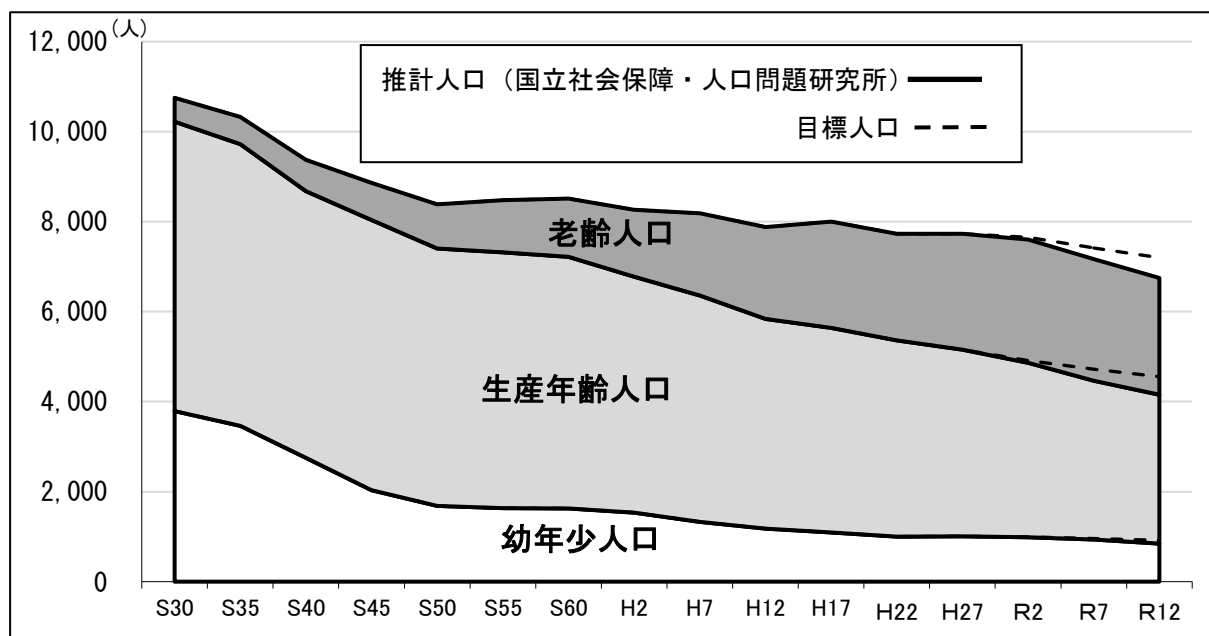
目標人口
7,200人

生産年齢人口は、企業誘致による雇用創出、宅地開発の推進などにより、減少が抑制されることを見込み、3,636人とします。

幼年少人口は、前述の生産年齢人口のうち、特に子育て世代である20～40歳代の人口減少が抑制されるとともに、子育て環境の充実により出生数の減少が抑制されることを見込み、919人とします。

高齢人口は、令和2（2020）年以降は減少傾向となりますが、健康づくりによる疾病予防の推進、医療の進歩により減少率が抑制されることが予想されることから、2,645人とします。

この結果、令和12（2030）年の高齢化率は36.7%（国立社会保障・人口問題研究所38.4%）となります。



	S30	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R7	R12
幼年人口 (0～14歳)	3,792 (35.3)	3,464 (33.5)	2,751 (29.4)	2,033 (22.9)	1,684 (20.1)	1,633 (19.3)	1,630 (19.1)	1,531 (18.5)	1,328 (16.2)	1,176 (14.9)	1,093 (13.7)	998 (12.9)	1,009 (13.1)	995 (13.1)	958 (12.9)	919 (12.8)
生産年齢人口 (15～64歳)	6,429 (59.8)	6,254 (60.6)	5,923 (63.2)	6,001 (67.7)	5,720 (68.2)	5,681 (67.0)	5,590 (65.7)	5,246 (63.5)	5,032 (61.5)	4,659 (59.1)	4,542 (56.7)	4,360 (56.4)	4,143 (53.6)	3,920 (50.9)	3,763 (50.8)	3,636 (50.5)
老齢人口 (65歳以上)	530 (4.9)	605 (5.9)	697 (7.4)	830 (9.4)	979 (11.7)	1,165 (13.7)	1,291 (15.2)	1,486 (18.0)	1,828 (22.3)	2,044 (26.0)	2,368 (29.6)	2,373 (30.7)	2,576 (33.3)	2,738 (36.0)	2,693 (36.3)	2,645 (36.7)
合計	10,751	10,323	9,371	8,864	8,383	8,479	8,511	8,263	8,188	7,879	8,003	7,731	7,728	7,653	7,414	7,200

資料：国勢調査（単位：人・％） 令和2年度以降は推計

2 土地利用方針

基本構想における目指すまちの将来像の実現に向けて、総合的かつ計画的な土地利用を図るため、次のとおり土地利用方針を定めます。

(1) 基本方針

均衡ある町の発展をめざし、地形条件や地域特性に応じ、人と自然が共生しつつ持続可能で計画的な土地利用を図ります。

この総合計画においては、地域特性や歴史的経緯等を踏まえ、東部地区（横山・押切地区）、西部地区（東郷地区）に区分し、町の中央を流れる赤川とその河川敷等は親水ふれあい空間ゾーンとして設定し、それぞれの土地利用方針を定めます。

(2) 各地区の土地利用方針

①東部地区（横山・押切地区）

優良農地の保全を図り、自然環境と調和した良好な住環境の整備を推進します。

また、道路網の整備や本町の交流拠点である「いろり火の里」エリアを中心とした交流促進用地、産業の活性化と雇用の確保を目指した産業業務用地、各種公共施設等の集積を図る公共公益用地、さらに、桜木地区をはじめとした定住人口の増加と魅力ある住環境の整備を目指した住宅用地など効率的な土地利用を推進し、快適で利便性の高い住環境の整備を進めていきます。

②西部地区（東郷地区）

優良農地の保全を基本として、既存集落を中心とした良好な住環境の整備を推進します。

また、国道7号三川バイパスや庄内空港、日本海沿岸東北自動車道に近接するという立地条件をいかし、商業、工業等を中心とした土地利用を引き続き積極的に進めるほか、住宅用地としての利用集積を進め、職・住近接型^{※17}の土地利用を目指します。さらに、産業業務用地として「みかわ産業団地」の拡充を推進し、雇用環境の充実と地域経済の活性化を図ります。

③親水ふれあい空間ゾーン

野生生物の生息・生育空間の保全、自然とのふれあい、環境教育、健康づくり、スポーツ・レクリエーションの場として、かわまちづくり整備事業による「赤川河川緑地ふれあい広場」や、近接する「いろり火の里」エリアの各種施設と連携した利活用を推進し、憩いとやすらぎの空間形成を目指します。

※17 職・住近接型 …… 職場と住居との距離が近いこと。

第3章 計画の体系

1 計画の体系

将来像	基本目標	施
		施策の柱
あふれる笑顔 みんなが住みやすいまち ハートフルタウン みかわ	基本目標 1 将来にわたって活躍できる人を育むまち 育 み	1. 子育てしやすいまちづくりの推進 2. 生涯学ぶことができる地域社会の実現
	基本目標 2 いつまでも健康で安心して暮らせるまち 暮らし	1. 誰もが健康で幸せに過ごせる共生社会の実現 2. 安全で安心して暮らせる強靱なまちの実現
	基本目標 3 創造力にあふれ豊かさを実感できるまち 賑わい	1. 活力に満ちた産業の育成と雇用の創出 2. みかわブランドをいかした交流人口・関係人口の拡大
	基本目標 4 未来に向かって継続し発展するまち 環 境	1. 安定した生活基盤を支えるインフラ整備 2. 自然と調和した住環境の整備 3. 町民総参加によるまちづくりの推進

策		
施 策 分 野		
1. 妊娠・出産 4. 子育て支援	2. 保育・幼児教育 5. 青少年健全育成	3. 学校教育
1. 社会教育	2. スポーツ振興	3. 芸術文化振興
1. 地域福祉 4. 健康づくり	2. 高齢者福祉 5. 社会保障	3. 障害者福祉
1. 防災・危機管理 4. 交通安全	2. 消防・救急・医療	3. 防犯
1. 農業振興 4. 雇用対策	2. 商工振興	3. 特産品開発
1. 観光振興	2. 交流	3. 移住・定住
1. 土地利用 4. 上下水道	2. 道路・側溝等整備 5. 除雪対策	3. 交通体系
1. 住環境 4. 廃棄物処理	2. 空き家等対策 5. 環境対策	3. 公園
1. 町民参画 4. 広域連携	2. 行財政改革	3. 情報発信・広聴

第3編

基本計画

基本目標1 将来にわたって活躍できる人を育むまち

豊かな心を持ち、健やかでたくましく子どもが育つ環境を整えるとともに、年齢を問わず学び、成長し、将来にわたって活躍できる人の育成を推進します。

1-1 子育てしやすいまちづくりの推進

現状と課題

少子化の進展や核家族化、就労形態やライフスタイルの変化などにより、子育てを取り巻く環境は年々変化しており、妊娠・出産・子育てに関する町民のニーズも多様化してきています。本町ではこれまで子育て世帯に対する経済的支援のほか、各種健診や相談等を行ってきましたが、安心して子どもを産み、育てられる環境整備のためには、妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のない、きめ細かで包括的な支援が今まで以上に求められています。

保育・幼児教育については、本町には令和2（2020）年7月現在、保育所が2箇所、幼稚園が1箇所設置されていますが、家族形態や就労形態の変化などにより、保育に対するニーズはますます多様化しています。こうしたニーズに対応するため、さらなる保育・幼児教育環境の充実のほか、深刻化している保育士等の人材不足に対処していくことが必要となっています。また、学童保育については、利用者のさまざまなニーズに対応するために、運営体制等を強力に支援していくことが求められています。

学校教育については、子どもを取り巻く環境の変化が激しい現代社会において、家庭、地域、学校が協力して、社会全体で子どもたちを育むことが求められており、子どもたちに対して、変化に自ら対応できる「生きる力」を育成することを基本として、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」を兼ね備えた、「知・徳・体」の調和がとれた教育を実施していくことが必要となっています。また、保育所、幼稚園、小学校、中学校が連携し、情報共有や相互理解を促進することで、一貫性のある教育の確保、さらには特別支援教育の継続などの教育課題に対応していくことが必要となっています。そして、「地域に開かれた、地域と共にある学校」を目指し、地域が教育に参画し、目的の共有や課題の解決に取り組み、地域ぐるみで子どもの健やかな成長を支えていく必要があります。

地域社会における子育て環境については、地域住民のつながりの希薄化により、地域で子どもを育む意識が低下してきています。また、子育て中の親子が多世代と交流する機会が少なくなっており、子育ての悩みや不安、孤立感を抱える保護者が多くなっています。安心して楽しく子育てをするために、子育て中の世代等が悩みを共有し、交流などにより、不安感・孤立感を解消できる環境を整備することが求められています。さらに、近年は、核家族化や経済情勢の変化等による子育てのストレスなどに起因した児童虐待の増加が懸念されています。保育、教育の現場や地域等が連携し、社会全体で子どもたちを守る体制づくりに取り組むとともに、児童虐待の早期発見、早期対応、未然防止に努めていくことが必要となっています。

青少年が安全かつ健全に成長するためには、犯罪被害に巻き込まれたり、自ら犯罪を引き起こしたりしないように、非行を未然に防止することが重要です。このため、青少年が地域の多くの人と触れ合いながら、「夢と希望」に向かって、たくましく豊かな心と広い視野を持ち、社会の一員として主体的に活動できる環境づくりが求められています。

主要施策

1-1-1 妊娠・出産

①妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援

ア 妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「母子健康包括支援センター」を設置・運営し、妊産婦等の総合的相談支援の強化を図ります。

イ 成長発達段階に対応した各種母子保健事業を実施し、子どもの健やかな成長を支援します。

②産み育てやすい環境の整備

ア 母子の健康保持や、妊産婦の不安解消のため、妊婦や乳幼児の各種健診、保健指導、健康教育、家庭訪問等産前・産後サポート事業及び産後ケア事業などを実施し、安心して出産・育児ができる環境を整備します。

イ 子どもを望む夫婦を支援するため、特定不妊治療を受ける夫婦の経済的な負担の軽減を図ります。

1-1-2 保育・幼児教育

①保育の充実

ア 保護者の働き方や子育て環境の変化に伴う保育ニーズに対応するため、保育環境の整備を図ります。

イ 子育て交流施設「テオトル」における入園前の子どもとその保護者を対象とした子育て支援事業や相談体制の充実を図ります。

②幼児教育の推進

ア 幼児の心身の健やかな成長を図るため、一人ひとりに応じて適切できめ細かな幼児教育を推進します。

イ 多様なニーズに対応するため、幼児教育環境の整備を図ります。

③学童保育の充実

ア 地域や学校、家庭が連携した学童保育を支援することで、放課後における児童の健全な育成を図ります。

イ 保護者が施設に子どもを預け、安心して就労できるよう、学童保育の受け入れ体制の充実に努めます。

1-1-3 学校教育

①次世代を担う人材を育成する教育環境の整備

ア 子どもたちが「夢と希望」を持って主体的、意欲的に学ぶ姿勢を養い、個性を生かしながらも確実な学力習得を図ることができるように支援します。

イ 多様な教育課題にきめ細かに対応し、子どもの学ぶ力、生きる力を培います。

ウ いのちを大切にし、豊かな人間性や感性を育てる教育活動の充実を図ります。

エ 保育所、幼稚園、小学校、中学校が連携し、一貫性のある教育を推進します。

オ インクルーシブ教育システム※18により、障害や発達段階に応じた特別支援教育を推進するとともに、学校支援員等の活用による教育相談や個別支援体制の充実を図ります。

カ 児童、生徒が安全に通学できる環境を確保するため、小学校等の通学バスを運行するとともに、中学生保護者が組織する「三川中学校冬季通学バス実行委員会」の通学バス運行を支援します。

キ 主体的な学びを推進するため、情報通信技術（ICT）を活用した学習環境を整備します。

ク 地域の農産物の活用や生産者等との交流などにより、子どもの心身を養う「食育」を推進します。

ケ 育英奨学資金貸付制度により、意欲的に勉学に励もうとする学生の就学を支援します。

②地域に開かれた学校の整備

ア コミュニティ・スクール※19（学校運営協議会制度）や地域学校協働活動※20を活用し、学校、保護者、地域が一体となって子どもたちを育む環境の整備を進めます。

イ いじめ、不登校、虐待について、学校、家庭、地域が一体となって課題を共有し、未然防止と解決に向けた取り組みを強化します。

③世界で活躍できる人材の育成

ア 友好都市であるアメリカ合衆国テネシー州マクミンビル市との相互訪問交流や、外国語指導助手（ALT）、英語指導員を活用した英語教育を推進し、グローバルな視点を持つ人材の育成に努めます。

④学校施設の適正な維持管理

ア 子どもたちが安全・安心に学ぶことができるように、計画的な改修、長寿命化など学校施設の適正な維持管理に努めます。

1-1-4 子育て支援

①子育て世代の負担の軽減

ア 子育て世代の負担軽減を図るため、出産祝金の支給やひとり親家庭への支援を継続するとともに、医療費無償化の対象年齢の拡大を検討するなど、子育て支援サービスの充実に努めます。

イ 子育て交流施設「テオトル」内の「子育て支援センター」を子育ての拠点として子育て世代の交流等を実施し、育児の孤独感、不安感の解消に努めます。

ウ 子育てサークルや子育てボランティア活動への支援を行い、地域の育児力を高め、子育てを地域社会全体で支える環境を整備します。

②要保護児童等への対応

ア 児童虐待の早期発見に努め、要保護児童等への適切な保護、支援を行います。

イ 児童虐待防止への対応を図るため、要保護児童対策地域協議会の取り組みを強化し、児童相

※18 インクルーシブ教育システム … 人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者となない者が共に学ぶ仕組み。

※19 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度） … 学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の6。

※20 地域学校協働活動 … 地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

談所等関係機関との連携を図りながら、子ども家庭総合支援拠点^{※21}の整備を推進します。

③子育て環境の整備

ア ワーク・ライフ・バランス^{※22}の実現のため、育児・介護休業制度の活用促進や子育て支援の充実などにより、仕事と家庭生活の両立を支援します。

④子どもの貧困対策の推進

ア 地域、企業、各種団体と連携して、生活困窮世帯やひとり親家庭など支援が必要な子どもや家庭に寄り添ったきめ細かな支援を実施し、子どもの貧困対策に取り組んでいきます。

1-1-5 青少年健全育成

①家庭、地域、団体と連携した健全育成事業の推進

ア 関係機関、団体との連携を密にし、青少年の健全育成に努めるとともに、青少年を取り巻く環境の浄化に取り組みます。

イ PTAや子ども会、青少年育成推進員やスポーツ団体など、地域の青少年育成団体の活動を支援します。

ウ 次代を担う青少年が社会の一員であることを自覚し、地域活動、体験活動、ボランティア活動を通じて、自ら進んで社会参加できるよう、家庭、学校、地域が連携して支援します。

※21 子ども家庭総合支援拠点 … 子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク（社会福祉）業務までを行う機能を担う拠点。

※22 ワーク・ライフ・バランス … 「仕事」と、育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方。

1-2 生涯学ぶことができる地域社会の実現

現状と課題

豊かで充実した人生を送ることができるように、誰もがいつでもどこでも生涯学ぶことができる生涯学習が推進されています。生涯学習は、個人の生活に潤いと生きがいをもたらすだけでなく、学びを通じて人と人とがつながり、ひいては地域社会の活性化にもつながることから、今後とも町民の主体的な学習活動を積極的に支援していく必要があります。

スポーツ振興については、町民の健康の保持増進に対する意識の高揚や、東京オリンピック等の開催によるスポーツ機運の高まりにより、スポーツに対する関心と需要は年々増加しています。そのため、人生100年時代を見据えて、町民が何歳になってもスポーツに親しむことができる「生涯スポーツ社会」を実現していくための環境を整えていく必要があります。

物の豊かさから心の豊かさへ価値観が変化する中、町民の芸術・文化への関心が高まっています。誰もが芸術や文化を享受し、創造性が尊重され、豊かな人間性を育んでいける社会を実現するため、町民の主体的な活動を支援する必要があります。さらに、誰もが芸術・文化に親しむことができる環境づくりを進めるとともに意識を高揚させていくことが必要となっています。

主要施策

1-2-1 社会教育

①生涯学習の充実

ア 生涯学習社会に対応した学習機会の提供と学習環境の整備、充実に努めます。

イ 学習活動等により培われた知識や技術を活かす場を創出し、豊かな人づくり・まちづくりを推進します。

ウ ボランティアや地域、団体のリーダーとなる人材を発掘、養成し、社会教育の振興を図ります。

エ 社会教育関係団体との連携・協働による多様な学習機会の提供に努めます。

1-2-2 スポーツ振興

①生涯スポーツの推進

ア 生涯を通じて誰もが生きいきとスポーツ・レクリエーション活動を楽しむための環境づくりに努め、生涯スポーツを推進します。

イ 体育協会や総合型地域スポーツクラブと連携しながら、各種スポーツ大会、レクリエーションの開催を支援し、町民がスポーツに接する機会の充実に努めます。

②競技スポーツの振興

ア 体育協会や各種団体の活動等を支援し、組織の強化を図ります。

イ 競技大会の開催誘致などを積極的に進め、町民のスポーツに対する関心を高めるとともに、交流人口の拡大を図ります。

③スポーツ施設の充実

- ア 町民のスポーツニーズに対応するため、施設利用に関する情報提供や利便性の充実を図ります。
- イ 町民が快適にスポーツを楽しめるように、計画的な改修、長寿命化など体育施設の充実と適切な維持管理に努めます。

1-2-3 芸術文化振興

①芸術文化活動の推進

- ア 町民が楽しみながら芸術・文化に触れ、学ぶことができるように、各種団体の活動や交流を促進し、芸術文化活動を推進します。
- イ 芸術文化協会や各種団体の活動等を支援し、組織の強化を図ります。

②文化財行政の推進

- ア 文化財を「郷土の宝」として調査・保護・保存に努めるとともに、文化財の活用を図り、郷土史学習の推進とその継承に努めます。

基本目標2 いつまでも健康で安心して暮らせるまち

誰もが生きいきと自分らしく、健康で安心して、安全に暮らせるまちづくりを推進します。

2-1 誰もが健康で幸せに過ごせる共生社会の実現

現状と課題

少子高齢化や核家族化、ライフスタイルの変化、地域とのつながりの希薄化など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。かつては、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、生活のさまざまな場面において助け合いの機能がありましたが、社会構造や暮らしの変化により、新たな地域社会を再構築していくことが必要となっています。このような中、老若男女すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、支え合うことで孤立せず、自分らしく健康で幸福に生きいきと暮らすことができる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが求められています。

また、ひきこもりや生活困窮等の悩みを抱える方が多くなり、福祉ニーズはますます高まっています。このため、地域福祉の中心的な役割を担っている社会福祉協議会など関係機関が連携して地域福祉ネットワークを強化し、支え合いの意識を醸成して地域福祉を充実させていく必要があります。さらに、町民一人ひとりが地域福祉の担い手であることを自覚し、さらなる福祉向上のために何が必要で、何ができるのか考え、行動していくことが求められています。

本町の令和2（2020）年4月現在の高齢化率は32.6%となっており、今後も高齢化が進展していくことが予想されます。また、令和7（2025）年には団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となり、高齢者のニーズが多様化するとともに、介護サービスの需要が高まっていくものと考えられます。このような中において、高齢者の生活環境の変化に的確に対応し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで送ることができる体制づくりを推進していくことが必要となっています。

障害者福祉については、「ノーマライゼーション^{※23}」の理念に基づき、障害のある人、ない人にかかわらず、誰もが生き生きと明るく支えあい、共に豊かに暮らしていける地域社会の実現を目指し、障害者の自立と社会参加を促進していくことが求められています。

本町の最新の平均寿命は、平成27年市区町村別生命表によると、男性が80.3歳、女性が87.6歳と、平成2（1990）年と比較して男女ともに5歳以上伸びています。一方、国保データベースによる平成28（2016）年度の本町の健康寿命^{※24}は、男性が65.5歳、女性が66.9歳と、平均寿命と比較して15～20歳ほどの差があります。健康寿命を延伸し、心身ともに健やかに暮らしていくためには、各種健（検）診、保健指導等により生活習慣病や悪性新生物（がん）等の疾病予防と早期発見に取り組むとともに、一人ひとりの健康づくりに対する意識を向上させ、健康課題の解決を図っていくことが必要となっています。

※23 ノーマライゼーション …… 障害の有無にかかわらず、平等に生活する社会を実現させる考え方。

※24 健康寿命 …… 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

社会保障制度を堅持することは、町民の安心を確保するための重要な柱です。国の制度に基づく国民健康保険や後期高齢者医療、介護保険、国民年金などについては、全世代型社会保障制度を目指した改革が進められており、各種制度への理解促進や適正な運営が求められています。

主要施策

2-1-1 地域福祉

①地域福祉の推進

ア 社会福祉協議会、町内会、民生委員・児童委員、ボランティア団体などとの連携により、地域の中での見守り、支え合いの体制づくりを強化します。

イ 保健、医療、介護、福祉のほか、防災、防犯、教育、環境などの関係課との連携により、全庁的に取り組む体制を強化します。

ウ 虐待やDV等の事象が発見された場合は、関係機関や事業所等との連携を図り、迅速な実態把握と早期の対応に努めるなど、その支援体制の充実を図ります。

②相談支援体制の強化

ア 老老介護^{※25}・認知介護^{※26}問題や8050問題^{※27}等の社会的な問題について、対象家庭への積極的なアプローチや相談ができるような支援体制の強化を図ります。

イ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、生きることの包括的な支援体制の強化を図ります。

③公共施設のバリアフリー^{※28}化

ア 高齢者や障害者などが気兼ねなく公共施設を利用することができるように施設・設備の見直しや改修を進めます。

2-1-2 高齢者福祉

①地域包括ケアシステムの推進

ア 関係団体との連携を強化し、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進め、高齢者が住みやすいまちづくりを総合的に推進します。

イ 疾病後も在宅で療養し生活を続けられるように、地域の医療と介護に係わる関係機関が連携し、包括的かつ継続的な在宅での医療、介護の体制を整備します。

ウ 認知症キャラバン・メイト^{※29}や認知症サポーター^{※30}の活動を支援し、認知症の方を見守り、地域や家族を支えるボランティアを養成することで、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに取り組んでいきます。

②高齢者の社会参加の促進

ア 老人クラブやシルバー人材センターなど、各種団体の活動を支援することにより、高齢者が

※25 老老介護 … 65歳以上の高齢者が同じく65歳以上の高齢者を介護している状態。

※26 認知介護 … 老老介護の中でも、認知症の要介護者を認知症の介護者が介護している状態。

※27 8050問題 … ひきこもりの長期化、高齢者化から引き起こされる社会問題。主に50代前後のひきこもりの子どもを80代前後の親が養っている状態を指し、経済難からくる生活の困窮や当事者の社会的孤立、病気や介護などの問題により、親子共倒れになるリスクが指摘されている。

※28 バリアフリー … 高齢者、障害者等が社会生活を送る上で、物理的、社会的、制度的、心理的なすべての障壁を取り除くこと。

※29 認知症キャラバン・メイト … 「認知症キャラバン・メイト養成研修」を修了した方で、自治体事務局などと協働で「認知症サポーター養成講座」を開催し、その講座で講師役を務めるボランティア。

※30 認知症サポーター … 「認知症サポーター養成講座」を修了した方で、認知症に対する正しい知識を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けするボランティア。

生きがいを持って、楽しく安心した生活を送れるように、交流の場の提供に努め、高齢者の居場所確保と社会参加を促進します。

イ 高齢者の外出支援の充実を図るため、デマンドタクシーの利用しやすい環境を整備するほか、高齢者が安心して暮らしていくための移動にかかる「助け合い」について、地域の中で検討します。

⇒関連施策 基本目標4-1-3 交通体系

③介護予防の促進

ア 高齢者が要介護状態にならないよう、自ら主体的に介護予防に取り組むことができるような啓発を図るとともに、地域における住民主体の活動の育成と支援に努めます。

イ 高齢者の日常生活において、一人ひとりの生きがいや自己実現ための取り組みを支援して、生活の質の向上を図ります。

2-1-3 障害者福祉

①障害者支援の充実

ア 介護給付や自立訓練・就労のための訓練等給付、医療費の助成、地域生活支援事業等の障害福祉サービスの提供とともに、ノーマライゼーションの普及啓発に努め、障害のある人、ない人にかかわらず互いに支え合い、地域で生きいきと明るく豊かに暮らしていける共生社会を推進します。

②障害者の社会参加の促進

ア 関係機関との連携を強化し、相談の充実や障害者雇用の促進を図り、障害者の社会参加を促進します。

2-1-4 健康づくり

①健康寿命の延伸

ア 町民、町内会、各種団体、医療関係者、行政が連携して、社会全体での疾病予防・健康づくりに取り組み、町民の健康寿命の延伸に努めます。

イ 高齢者の健康課題の分析を基に、保健事業と介護予防事業を一体的に実施することで、健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指します。

②各種健（検）診の受診率の向上

ア 町民が自身の健康状態を把握し、疾病予防や生活改善につなげるため、特定健康診査や特定保健指導、各種がん検診等の受診勧奨、各種健（検）診受診率や精密検査受診率の向上を図ります。

③町民主体の健康づくりの促進

ア 健康教育や健康相談を通じて、健康に関する正しい知識の普及や住民の健康づくり意識の高揚を図ります。

イ 食生活改善推進協議会や健康づくり自主グループ、町内会など、個人、団体、地域による健康づくり活動を支援し、町民主体の健康づくりを促進します。

④感染症予防の推進

ア 感染症の発生を予防し重症化を防止するため、関係機関と連携し、正しい知識の普及・啓発に努めます。

イ 新型コロナウイルス、新型インフルエンザなどの新たな感染症については、町民の生命、健

康を保護するため、町民、地域、医療機関、行政等が一体となって感染予防の取り組みを推進します。

⑤歯・口腔の健康づくりの推進

ア 乳幼児期から高齢期までの各年代に応じたう歯（むし歯）や歯周病の予防啓発、歯科検診等の受診向上に努め、歯・口腔の健康づくりを推進します。

⑥こころの健康づくりの推進

ア こころの健康に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、関係機関と連携し、悩みを抱えている当事者等に対する相談体制を強化し、こころの健康づくりを推進します。

2-1-5 社会保障

①国民健康保険の適正な運営

ア 保険者である山形県と連携して国民健康保険を適切に運営するとともに、健康・医療情報を活用して、効果的かつ効率的に保健事業を実施することで疾病予防を推進し、医療費適正化に努めます。

②後期高齢者医療制度の適正な運営

ア 山形県後期高齢者医療広域連合と連携し、後期高齢者医療制度の適正運営に努めます。

③介護保険制度の適正な運営

ア 介護認定や介護給付の適正化を進め、介護保険制度の安定運営に努めます。

④国民年金制度の推進

ア 国民年金制度について広報等を通じた周知、啓発により、制度の理解の促進と納付意識の向上を図り、年金受給権の確保に努めます。

⑤低所得者支援

ア 民生委員・児童委員や関係機関との連携により、低所得者の生活実態を把握し、相談に適切に応じるとともに、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度等を適正に運用し、生活困窮者の経済的な自立を支援します。

2-2 安全で安心して暮らせる強靱なまちの実現

現状と課題

日本は地震、台風、豪雨など自然災害の多い国です。また、日常生活においても、私たちの周りには、火災、犯罪、交通事故など多くの危険が潜んでいます。このため、日ごろからさまざまなリスクを想定し、町民と行政とが協力して、被害を最小限に抑える「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を備えた、安全・安心なまちづくりを推進していくことが大切となっています。

災害など有事に備えて、被害を最小限に抑えるための事前対策（リスクマネジメント）と、復旧・復興を早める危機管理（クライシスマネジメント）を準備しておくことが必要となっています。さらに、広報・啓発活動などを通じて、「自らの命は自ら守る」という意識を高め、町民、自主防災組織、消防団と行政が一体となって総合的な防災体制を構築していくことが求められています。

医療について、町民の利用する医療機関としては、令和2（2020）年7月現在、町内の病院1箇所、一般診療所3箇所、歯科診療所3箇所のほか、近隣市町の医療機関を利用している状況にあります。また、救急医療体制については、休日及び夜間における診療体制の充実や、医師等の確保対策に取り組んでいますが、今後もこうした取り組みを通じて広域的な医療体制を確保していくことが求められています。

本町の令和元（2019）年12月末の刑法犯認知件数は52件、人口10万人当たりの犯罪率は687.6件で、町内に大型商業施設などが集積していることもあり、県内で最も高くなっています。

このため、鶴岡警察署や商業施設の事業者など、関係機関・団体と連携して防犯意識を高揚させ、地域の防犯体制を確立することが重要となっています。

高齢者が関係する交通事故の増加や、あおり運転などの交通マナーの乱れが社会問題となっています。一人ひとりが交通安全に対する意識を再確認し、関係機関と連携のもと、全ての町民が交通事故の被害者にも加害者にもならないための対策を講じていく必要があります。

主要施策

2-2-1 防災・危機管理

①総合防災体制の整備

ア 三川町地域防災計画や防災ハザードマップを随時見直しするとともに、災害危険箇所等の把握に努め、町民や関係機関との情報共有を図ります。

イ 災害発生時の初動マニュアルを随時見直しするとともに、関係機関・団体による定期的な訓練を実施します。

ウ 山形県や近隣市町、関係機関と連携し、広域的な防災体制を構築するとともに、さまざまな災害を想定し、実効性のある防災体制の整備を進めていきます。

エ あらゆる災害を想定し、町民の生命と財産を守るために必要な災害協定の締結を積極的に行

っていきます。

②災害対応力の強化

ア 防災行政無線、消防ポンプ、消防自動車、水利施設などの防災施設の整備を計画的に進めていきます。

イ 災害に備えた災害備蓄を計画的に進めていくとともに、各家庭・事業所等における備蓄の推進や、事業者等と協定を締結し流通備蓄の確保を進めていきます。

ウ 防災行政無線のほか、緊急速報メール（エリアメール）やスマートフォンなど情報通信技術（ICT）を活用した避難情報の伝達ができる体制を整備します。

③地域防災力の強化

ア 女性も含めた消防団員の確保に努めるとともに、関係機関と連携して訓練等を実施することにより、団員の資質向上と安全対策の徹底を図ります。

イ 自主防災組織の防災訓練などの活動支援、町民に対する防災学習機会の提供、広報等を通じた啓発などにより、町民の防災・減災意識の高揚を図ります。

ウ 自主防災組織と連携して要配慮者^{※31}、避難行動要支援者^{※32}の把握に努め、迅速かつ的確な情報伝達と避難誘導を確保するための体制を整備します。

2-2-2 消防・救急・医療

①消防・救急の充実

ア 消防活動の充実を図り、町民の安全・安心な生活を守ります。

イ 鶴岡市消防署三川分署と協力して、迅速な災害対応に努めます。

ウ 関係機関と連携し、火災予防の啓発を行い、町民の防火意識の高揚を図ります。

エ 救急患者の救命率向上を図るため、鶴岡市消防本部や医療機関等と連携し、効率的な救急救命体制の整備に努めます。

②医療体制の充実

ア 山形県、近隣市町、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関と連携し、医師・看護師等の確保に努めるとともに、保健予防、疾病治療、自立支援医療などからなる地域医療体制の整備を進めていきます。

イ 近隣市町、医師会、医療機関等と連携し、休日または夜間の患者に対する医療体制の充実強化を図ります。

2-2-3 防犯

①防犯意識の高揚

ア 町民の防犯意識の高揚を図るため、警察や町内会、防犯協会と連携した広報・啓発活動を展開していきます。

②防犯力の向上

ア 道路照明灯のほか、犯罪抑止のために必要と思われる箇所への防犯灯の設置を引き続き行っていきます。

イ 防犯パトロールや安全みつめたい活動等を実施し、地域の防犯力を高めることで犯罪の起きにくい環境を整備します。

※31 要配慮者 …… 高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方。

※32 避難行動要支援者 …… 要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方。

ウ 公共施設等への防犯カメラ等の設置に努め、防犯力を高めます。

③消費者行政の推進

ア 消費者教育の充実により消費者の意識啓発と消費者被害の防止を図るとともに、関係機関と連携して、苦情・相談に適切かつ迅速な対応ができるように相談体制を強化し、消費者行政を推進します。

2-2-4 交通安全

①交通安全活動の推進

ア 町民への交通安全教育の実施などにより、交通安全意識の高揚を図るとともに、警察、交通安全協会等と連携し、交通安全運動を展開します。

②交通安全環境の整備

ア 町道への道路反射鏡、標識、ガードレール、防護柵などの整備を進めるとともに、国や県に対して国道、県道への交通安全施設の設置要望を行い、交通安全環境の整備に努めます。

③高齢者等の交通事故防止対策

ア 町民が、被害者にも加害者にもならないための交通安全対策を推進していきます。

イ アクセルペダルの踏み間違い急発進等抑制装置の設置支援や、自動ブレーキなど先進的な安全機能を備えた「安全運転サポート車」の普及促進を図るとともに、自動車の運転に不安を感じる高齢運転者等に対し、運転免許証の自主返納を促していきます。

基本目標3 創造力にあふれ豊かさを実感できるまち

町の特徴と魅力を活かし、町民と行政が一体となって産業振興と交流人口・関係人口の拡大を図り、創造力にあふれ豊かさを実感できるまちづくりを推進します。

3-1 活力に満ちた産業の育成と雇用の創出

現状と課題

少子化などに起因した人口減少と高齢化の進展は、個人消費や住宅投資などの需要の低迷を招き、さらには労働力不足や労働者の高齢化を背景とし、労働市場が変化するなど、産業の減退につながっています。こうした中においては、町の地域特性、地域資源を生かした産業振興を図っていくことが求められています。

農業については、平成27（2015）年の本町の農業就業者は65歳以上が59.4%を占め、平均年齢も65歳となっており、農業従事者の高齢化や、担い手不足が問題となっています。また、農業産出額は年々増加しているものの、農業所得の低減が課題となっています。このように地域の農業を取り巻く環境は年々厳しくなっており、魅力的で持続可能な農業の実現のため、農業者や農業団体等と連携を強化して産業振興に取り組んでいく必要があります。

商業については、地元商店のほか、大型商業施設とその周辺の商業施設、工業においては工業団地、産業団地等が中心となって発展してきた経緯があります。本町の平成28（2016）年の産業大分類別売上高では、卸売・小売業が町の産業全体の52.3%と約半分を占め、次いで製造業が31.3%となっており、山形県や全国平均よりも商工業の割合が高く、町の中心的な産業となっています。商工業は観光、雇用など他の分野とも密接に関わっているため、関係者と連携して持続的な発展に向けて取り組んでいくことが求められています。

地域の歴史、気候、風土、文化などを生かした、その町を代表するような特産品は、新たな収入源の獲得につながり、町の重要な観光資源にもなり得ます。そのため、農商工観連携による6次産業化^{※33}や新たな特産品開発を促進するとともに、ふるさと応援寄附金制度などを有効に活用して、その販路を拡大させていくことが必要となっています。

庄内地域の有効求人倍率（新規学卒を除きパートタイムを含む全数）は、令和2（2020）年4月時点で1.38倍となっており、山形県全体の1.14倍を上回っている状況にありますが、1.9倍以上であった平成29（2017）年度、平成30（2018）年度と比較して減少しており、前年の同時期よりも0.21ポイント減少している状況です。また、求人と求職のニーズが一致しない「雇用のミスマッチ」は、失業者の増加や人手不足につながります。就労支援を充実させ、雇用の安定化を図ることが課題となっています。

※33 6次産業化 … 1次産業の農業等、2次産業の製造業、3次産業の小売業等の総合的かつ一体的な推進を図り、農業等の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組み。

主要施策**3-1-1 農業振興****①農業担い手の確保と育成、支援**

ア 新規就農者の確保に努めるとともに、農業後継者の営農知識や技術の習得を支援します。

イ 担い手による先進農業の経営ノウハウや新技術の見聞を広げる取り組みを支援し、経営感覚に優れた担い手の育成に努めます。

ウ 意欲的な担い手への農地集積を進めるとともに、集落営農や農事組合法人などの組織化を促進し、経営の安定化を目指す多様な担い手の取り組みを支援します。

②農業所得の向上

ア 稲作については、生産コストを減少し効率的な生産を推進するとともに、意欲的な取り組みに対してオーダーメイド型の支援を実施し、所得向上を図ります。

イ 園芸作物等との複合的経営を推進し、所得や雇用を生み出す農業を目指します。

③農業生産基盤の整備

ア 農道、農業用排水施設等の維持、整備を実施し、農地の基盤整備や施設整備を促進します。

④人・農地プラン^{※34}を活用した農業課題の解決

ア 人・農地プランを活用し、地域の実情に応じた見直しを行いながら、農業の将来像を明確化し、地域の農業課題の解決に取り組んでいきます。

⑤農地の保全と有効活用

ア 自然環境の保全や良好な景観の形成など、農業・農村の多面的機能の維持に努めるとともに、農地を保全し、耕作放棄地の発生を防止するなど有効な土地利用を図ります。

⑥スマート農業の推進

ア 情報通信技術（ICT）やロボット技術等の先端技術を活用した「スマート農業」の取り組みを支援し、作業の効率化や経営規模拡大、さらに農産物の高品質化を図り、生産性や収益性の向上を推進します。

3-1-2 商工振興**①経営基盤の強化**

ア 地域商工業の振興のため、中小企業の資金調達の円滑化を支援するとともに、商工会や小売店の活動を支援し、経営の安定化や経営基盤の強化を支援します。

②創業の支援

ア 商工会等の関係機関と連携し、創業支援事業計画の策定を進め、創業に関する普及啓発、人材育成、経営のノウハウの習得を支援し、町内での起業を促進します。

③買い物弱者対策の推進

ア 移動手段のない高齢者等に対する宅配サービスや買い物のための送迎支援など、買い物弱者対策を推進します。

⇒ 関連施策 基本目標4-1-3 交通体系

※34 人・農地プラン … 農業の後継者不足や耕作放棄地の増加など地域が抱える「人」と「農地」の課題解決のため、農業者が話し合いに基づき、地域の中心となる経営体や地域の農業の在り方などを明確化した計画。

3-1-3 特産品開発**① 6次産業化、農商工観連携の促進**

ア 生産、加工、流通・販売を連携させた6次産業化や、商工業者と農業者とが互いの技術やノウハウを活用する農商工観連携を支援し、所得の向上と経営の安定化を図ります。

② 特産品の開発・普及

ア 地域資源をいかした特産品開発や普及を推進するとともに、ふるさと応援寄附金制度や各種イベントなどの機会を通じて効果的な販路拡大を図ります。

3-1-4 雇用対策**① 雇用の拡大・安定化**

ア ハローワーク等関係機関と連携し、雇用の拡大と安定化を図ります。

② 若者の就業意欲の向上と地元定着の促進

ア 職場体験やインターンシップの支援などにより、若者の就業意欲と地元定着志向の向上につなげます。

イ 中学生、高校生やその保護者に対する地元企業の紹介や就職情報の提供を強化します。

③ 企業誘致、新産業創出の推進

ア 庄内空港や高速道路に近接する本町の立地環境をいかし、産業団地等への企業誘致や新産業の創出を積極的に推進し、新規雇用の拡大に努めます。

⇒ 関連施策 基本目標4-1-1 土地利用

3-2 みかわブランドをいかした交流人口・関係人口の拡大

現状と課題

さまざまな技術の進歩により、ヒト、モノ、カネ、情報、技術、サービスが活発に行き交う現代社会において、情報収集、情報発信をいかに充実させ、本町に「ヒト・モノ・カネ」の呼び込みを実現できるかが、まちづくりの上で大きな課題となっています。観光等で本町を訪れる「交流人口（観光客等）」を増やし、出身者や在勤経験者、三川町を何度も訪れてくださる方、ふるさと応援寄附金などを契機に地域や地域の人々と多様に関わるようになった方など「関係人口（三川町のファン）」を拡大することは、「定住人口（他所から三川町に移住した方）」の増加につながる可能性が高まるだけでなく、地域の活性化にもつながります。このため、より多くの方から本町に関心を持っていただけるように、自然環境、景観、歴史、文化、特産品など地域固有の資源をいかした本町の魅力（みかわブランド）を活用していくことが必要になっています。

観光は単に外から人を呼び込むだけでなく、特産品の開発や宿泊、飲食店、商店の振興など、地域産業の活性化につながる重要な要素です。本町は「観光地」と呼ばれる所は少ない状況にありますが、各種イベント開催や観光資源の掘り起こしにより、三川町を訪れたいような魅力を創出することが必要です。

地域間交流においては、農業者団体と都市や学校との交流などが行われています。こうした交流により、本町に関心を持っていただける方を増やしていく必要があります。

国際交流については、国際社会との関係が一層深まる中、国籍や人種の違いをこえ、お互いの文化や価値観を尊重し、理解し合う、「多文化共生」の取り組みが全国で活発化しています。本町においても、平成6（1994）年から始まった友好都市であるアメリカ合衆国テネシー州マクミンビル市との相互交流や、外国語指導助手（ALT）を活用した英語教育の推進などを実施していますが、今後は外国人労働者の受け入れやインバウンド※³⁰による訪日外国人が増加していくことが予想されることから、町民一人ひとりが国際化について考え、理解し合う地域社会の実現が求められています。

全国的に人口が減少する中、東京一極集中が進み、地方では人口を奪い合う地域間・自治体間競争がますます厳しさを増しています。このような中、移住先として本町が選択肢の一つとなるためには、施策の充実などにより他所との差別化を図り、町の魅力・価値を高めるとともに、広く発信していくことで、町内・町外を問わず、誰にでも三川町に関心と愛着を持っていただけるようにしていくことが必要です。

主要施策

3-2-1 観光振興

①魅力的な観光プロジェクトの推進

ア 三川町観光協会の活動を支援し、観光ニーズに対応した観光振興を推進します。

イ 個人、団体、地域と協力して観光資源を発掘・磨き上げし、本町の魅力を広く発信します。

⇒ 関連施策 基本目標4-3-3 情報発信・広聴

ウ 広域観光事業と連携しながら、本町へのインバウンド^{※35}を促進します。

3-2-2 交流

①地域住民との交流促進

ア 本町の農村環境や農産物をいかし、都市部など他地域との地域間交流の促進に努めます。

イ 各種大会や合宿等の誘致を積極的に行い、地域住民との交流を促進します。

ウ 本町を訪れる方から三川町の魅力を発信していただけるように、町全体でおもてなしの意識を醸成します。

②いろり火の里の利活用の促進

ア 道の駅「庄内みかわ」の機能強化と利活用の促進を図ります。

イ 本町の観光交流拠点である「いろり火の里」の利用者の多様なニーズの把握に努め、受け入れ基盤の充実を図ります。

ウ 施設の長寿命化を計画的に進め、利便性の向上を図ります。

③国際交流の推進

ア 外国人が訪れやすく、住みやすい環境づくりに努めるとともに、地域における国際交流を推進します。

イ 町民が外国文化、外国語に親しむ機会、学習できる場の提供に努め、町民の国際理解を促進します。

④婚活支援の充実

ア 結婚を希望する方に出会いに関する情報や交流の場を提供し、婚活を支援することで、若者の定着を図ります。

3-2-3 移住・定住

①移住・定住情報発信の充実

ア 本町の移住・定住先としての魅力を広く発信し、移住希望者が「住みたい」と思うような移住・定住施策を展開します。

②移住受け入れ環境の整備促進

ア 移住者の住宅取得等にかかる経済的支援の充実を図るとともに、移住希望者の住まい、就労、生活等に関するきめ細かな相談体制を整備し、本町への移住・定住を促進します。

イ 地域住民の移住に対する理解を促進し、移住者が地域に円滑に受け入れられる環境を整備することにより、不安の解消に努めます。

③若者の地元回帰、地元定着の促進

ア 学生や若年層のU I Jターンについて支援を充実させることで、若者の地元定着志向の拡大と移住・定住の促進を図ります。

イ 育英奨学資金貸付事業の拡充や魅力ある制度の創設を検討し、若者の地元回帰を促進します。

※35 インバウンド … 外国人が日本を訪れる旅行。

基本目標4 未来に向かって継続し発展するまち

快適で利便性の高い生活基盤と、自然と調和した住環境の整備を図るとともに、住民総参加により、未来に向かって継続し、発展するまちづくりを推進します。

4-1 安定した生活基盤を支えるインフラ整備

現状と課題

インフラ施設は生活や産業の基盤となるものです。町が管理する道路、橋りょうなどのインフラ施設は、高度経済成長期などに集中的に整備されており、老朽化が進んでいることから、今後大規模改修や更新が必要となっています。また、下水道施設なども他のインフラ施設と同時に更新等の時期を迎えることから、長寿命化対策や歳出の平準化、財源の確保などについて課題となることが予想されます。

土地は、生活や生産活動などあらゆる分野におけるまちづくりの基盤であり、町が継続的に発展するためには、限りある土地の合理的かつ有効な利用を図っていくことが重要です。人口減少などの社会状況を見据えつつ、町の基幹産業である農地の保全や自然環境などとのバランスを取りながら土地利用を計画的に進めていく必要があります。

町道は概ね舗装化されているものの、経年劣化により年々維持・修繕等に要する経費が増加している状況です。また、橋りょうは、令和7（2025）年には全体の80%以上が架橋後50年以上経過する見込みであり、今後大規模な改修や補修が必要となってきます。さらに、排水機場は経年や稼働状況により、ポンプ機械等の設備の改修・更新を急ぐ必要があります。こうしたインフラ施設の改修には多額の費用がかかることから、適切な管理を実施していく必要があります。

地方における地域公共交通は、人口減少などにより利用者が減少することで交通事業者の経営が圧迫され、維持が困難な状況にあります。一方で、公共交通が十分とはいえない地方においては、通勤・通学、買い物、通院等のため、自動車が必要品となっています。このような状況の中、最近では高齢者の運転による重大事故が全国的に相次ぎ、それを避けるために運転免許証を返納する高齢者が増えており、生活の足を失ってしまう「交通弱者」や「買い物難民」等の問題が新たに発生しています。公共交通については、自動車の利用が困難な子どもや高齢者等にとって重要な移動手段であり、関係機関と連携して維持・確保に努める一方で、新たな施策の展開も求められています。

上下水道は健康で快適な生活を送るために重要なライフラインです。町の上水道は、鶴岡市が平成21（2009）年度より管理しています。町が管理する下水道は、農業集落排水事業及び小規模集合排水処理施設が平成10（1998）年度に事業完了し、また、平成5（1993）年度からの流域下水道処理施設の整備をはじめ、平成11（1999）年から順次供用を開始し、現在は町内全域で整備がほぼ完了しています。今後も適正な維持管理に努め、将来の更新等に向けた取り組みを実施していくことが必要となっています。また、現在、地方公営企業法が非適用となっている下水道事

業会計、農業集落排水事業会計について法適用に向けた取り組みを進め、公営企業会計（複式簿記）を導入することで経営状態を明確化し、健全な経営の継続と適正な財産管理が求められています。

本町は豪雪地帯特別措置法に基づく豪雪地帯に指定されており、積雪期は町民生活や地域経済活動の安定・維持のため、町と除雪作業受託業者が幹線道路や主要生活道路等の除雪を実施しています。しかし、町所有の除雪機械は年数が経過し、毎年多額の修理費用が発生していることから、安定的な除雪作業を実施するためには、除雪機械の更新や増強が課題となっています。また、除雪機械の入ることができない狭あいな道路等は、小型除雪機械を貸与することにより、町内会等と協働での除雪作業を実施していますが、作業従事者の高齢化等により、除雪作業の担い手不足が生じることが懸念されます。

主要施策

4-1-1 土地利用

①適正でバランスのとれた土地利用の推進

ア 三川町国土利用計画に基づき、自然環境や農地の保全などに配慮し、関係住民の理解を得ながら、住宅、商業、工業等のバランスのとれた秩序ある土地利用を推進します。また、各種計画については、法令に基づく新たな土地利用の基準に則ってその策定を検討し、効率的な事業展開に努めます。

⇒ 関連施策 基本目標 3-1-4 雇用対策

②ニーズに的確に対応した土地利用の推進

ア 土地利用の要望に素早く、的確に対応できる体制を構築するとともに、無秩序な開発行為の未然防止や適正な土地利用の誘導を図ります。

③民間の宅地・住宅開発の推進

ア 民間活力による宅地整備や住宅開発を促進し、利便性の高い住宅地を整備することで、移住・定住の促進を図ります。

⇒ 関連施策 基本目標 3-2-3 移住・定住

4-1-2 道路・側溝等整備

①計画的な道路網の整備

ア 道路や橋りょう等について、予防保全型管理^{※36}を基本とした計画的な改修、更新に努めます。

②人に優しい道路の整備

ア ユニバーサルデザイン^{※37}を取り入れ、人に優しく、誰もが安心して通ることができる歩道を含む道路整備を推進します。

イ 個人、団体、地域と連携した清掃などにより、生活道路の美化に努めます。

③治水対策の推進

ア 豪雨による浸水被害を防ぐため、雨水排水量調査や道路側溝等の整備及び改修を計画的に進めるとともに、雨水排水設備の適切な維持管理に努めます。

イ 国の治水事業計画が着実に推進されるよう、関係機関と連携して要望活動の推進に努めます。

※36 予防保全型管理 …… 更新時期の平準化と総事業費の削減を図るために、損傷や劣化が進行する前に適切な対策を行う管理手法。

※37 ユニバーサルデザイン …… 文化、言語、国籍、年齢、性別などの違いや、障害の有無、能力差などを問わずに、誰もが快適に利用できることを目指した建築（設備）、製品、情報などのデザイン。

4-1-3 交通体系

①交通ネットワークの充実

ア 安全で利便性の高い生活基盤を支えるため、庄内空港の航空路線や近郊の鉄道路線、高速道路、国道、県道等道路網の整備促進を関係機関に働きかけ、交通ネットワークの充実に努めます。

②持続可能な交通体系の維持確保

ア 既存公共交通機関の充実に努めるとともに、利便性の向上を図ります。

③利用者のニーズに対応した交通環境の整備

ア デマンドタクシーの利用しやすい環境を整備し、利用促進に努めます。

⇒ 関連施策 基本目標2-1-2 高齢者福祉

⇒ 関連施策 基本目標3-1-2 商工振興

イ 高校生の町外への通学方法の実態を把握し、必要な通学支援を検討します。

4-1-4 上下水道

①安定した水道水の供給

ア 安全な水道水を安定的に供給するため、鶴岡市と連携し、適正な運営に努めます。

イ 水質の保全に向けた啓発活動を展開し、水質環境維持を図ります。

②下水道の適正な維持管理、運営の推進

ア 持続可能な下水道事業運営を実現するため、公営企業会計を導入し、経営基盤の強化と経営の安定化に努めます。

イ 下水道施設について、予防保全型管理を基本とし、計画的な改修・更新に努めます。

ウ 公共下水道、農業集落排水の適正な維持管理を図るとともに、広報等を通じた啓発により未接続世帯の減少に努めます。

4-1-5 除雪対策

①冬期交通の確保

ア 機動的な除雪体制を維持するため、除雪オペレーターの確保や、老朽化した除雪機械の更新と増強に努めます。

イ 降雪時の円滑な道路運行を維持するため、幹線道路等への防雪柵の整備を計画的に進めていきます。

ウ 除雪作業に対する住民の理解を深めるとともに、その作業の円滑化に努めます。また、狭い生活道路や歩道等は、町内会等と連携し、安全な町民生活の確保に取り組みます。

4-2 自然と調和した住環境の整備

現状と課題

豊かな自然環境を保全し、自然と共生することは人類共通の課題です。国においては、「環境・生命文明社会」の実現に向けて、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会づくりの取り組みが統合的に進められています。本町においても人と自然との共生を基本として、快適な住環境と自然環境を両立させ、豊かな自然を未来に引き継いでいくことが必要です。

平成 27 年国勢調査によると、本町の持ち家率は 89.2%で、山形県全体の 74.3%を大きく上回っている状況にあります。今後も町民のさまざまな住宅ニーズに対応し、住宅の取得を支援するなど、良好な住環境を整備していくことが求められています。

また、「三川町住生活基本計画」の策定のために、平成 28（2016）年度に町が実施した住民意向調査によると、昭和 55（1980）年以前に建築された建物に居住する方のうち、建物の耐震性に不安を抱える方が 72.8%を占めているものの、耐震診断や耐震補強をしていない方が 91.7%にのぼり、災害に強い安全なまちづくりを進める上では住宅の耐震化が課題となっています。

近年、適正管理がなされていない老朽危険空き家の増加が社会問題となっています。平成 25（2013）年時点の本町の住宅総数は 2,389 戸で、うち空き家が 133 戸、空き家率が 5.6%となっており、全国 5.3%、山形県 5.1%をやや上回っている状況にあります。空き家は、防災、防犯、衛生上の問題、景観の悪化などさまざまな悪影響を及ぼすため、所有者に適切な管理を促し、町民が安心して暮らせる生活環境を確保していくことが必要です。

本町では令和 2（2020）年 8 月現在、8 箇所の公園のほか、緑地等を設置しています。公園は、憩い、交流、ふれあいの場であるだけでなく、災害時の避難場所などさまざまな役割があります。公園の良好な維持管理に努めるとともに、町民ニーズに対応した公園づくりを進めていく必要があります。

廃棄物の処理は、町民が日常生活を営む上で必要不可欠なものです。社会経済の発展により、排出量が増加し、廃棄物も多様化しています。本町の廃棄物処理実績によると、年度により増減はあるものの、平成 23（2011）年度と平成 30（2018）年度とを比較すると、家庭系のプラスチック類、びん・缶、金属・ガラス・その他などは減少していますが、一方で、もやすごみは増加しており、さらなる減量化を目指した取り組みが求められています。このような状況において、発生回避（リフューズ）、修理（リペア）、発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）により廃棄物の減量化を図り、環境に配慮した適正な廃棄物処理を行うことが求められています。

地球温暖化、大気汚染、水質汚濁など、私たちの周りには対処しなければならない環境問題が数多く存在しています。豊かな自然環境を次世代に引き継ぐためには、町民一人ひとりが環境保全について考え、取り組んでいく必要があります。さらに、省エネルギー化や再生可能エネルギーの利活用などによる低炭素社会の構築とともに、資源を有効に使う資源循環型社会を実現し、快適な生活と自然環境との共生を目指す必要があります。

主要施策**4-2-1 住環境**

①多様な住宅ニーズへの対応

ア 若年層や子育て世代、高齢者、障害者など、多様な住宅ニーズに対応した生活環境の形成を推進するとともに、情報提供や相談体制の充実に努めます。

②町営住宅の適正管理

ア 安全・安心な町営住宅を提供するため、町営住宅については、長期的な視点に立った効率的かつ効果的な管理を行うとともに、計画的な改善により、住宅機能の向上を図ります。

4-2-2 空き家等対策

①空き家等の適正管理の推進

ア 高齢化や核家族化の進展により増加が見込まれる空き家等の適正管理が行われるよう、多様な対策を講じていきます。

イ 老朽危険空き家等の増加を抑制するため、建物の解体が促進されるよう取り組んでいきます。

②空き家の利活用の推進

ア 三川町空き家バンク制度、空き家のリフォーム支援などにより、空き家の積極的な利活用を促し、空き家棟数の減少に努めます。

4-2-3 公園

①公園・緑地の整備促進

ア かわまちづくり整備事業による赤川河川緑地ふれあい広場の整備を推進するとともに、既存の公園施設の適切な維持管理に努め、利用者の憩い、ふれあいの場として、快適で安全性の高い公園、緑地の整備を図ります。

②公園の多面的活用の推進

ア 住民の多様なニーズに対応し、スポーツ、レクリエーション、文化活動、災害時の避難場所など、多面的な活用を想定した公園・緑地整備を推進します。

③協働による公園・緑地管理の推進

ア 個人、団体、町内会などと行政が協働により、公園・緑地の維持管理、美化活動を実施する体制の整備に努めます。

4-2-4 廃棄物処理

①広域的な一般廃棄物処理の推進

ア 鶴岡市と連携を図り、広域的な一般廃棄物処理を推進するとともに、町民の適正なごみの分別・排出の徹底を図ります。

②循環型社会の構築

ア 5R（リフューズ、リペア、リデュース、リユース、リサイクル）による一般廃棄物の減量化、再資源化を促進し、循環型社会の構築を図ります。

4-2-5 環境対策

①環境保全の推進

ア 町民との協働による環境美化の取り組みを推進するとともに、環境教育や広報・啓発活動等を通じて住民の環境保全意識を醸成します。

②効率的なエネルギーの利活用促進

ア 自然環境に配慮した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入を普及・促進し、低炭素社会の構築に努め、地球温暖化の防止に取り組みます。

4-3 町民総参加によるまちづくりの推進

現状と課題

多様化する住民ニーズや複雑化する社会問題に対して、行政だけで地域課題を解決することには限界があります。このため、さまざまな媒体による積極的な情報提供を行いながら、町民や各種団体との意見交換の場を通じて、まちづくりへの町民参画を促進し、協働により活力あふれる地域社会を構築していくことが大切です。

地域コミュニティは、地域住民が助け合って生活を営む基盤であるとともに、災害等における地域の安全・安心の確保、文化・伝統の継承、交流の場など重要な役割を果たしてきました。しかし、近年は人口減少や高齢化の進展による地域活動の担い手不足、ライフスタイルの変化による住民同士のつながりの希薄化などにより、地域コミュニティの機能低下が懸念されています。このような中、地域と行政との協働により、地域の活動を促進し、連帯意識を醸成することで、地域コミュニティの活性化を図っていく必要があります。

また、豊かで活力ある持続可能な社会の実現に向けて、誰もが地域社会を支える一員であることを認識し、性別に関わりなく、喜びや責任を分かち合うために、男女共同参画の視点を取り入れた地域づくりを推進していくことが求められています。

本町の財政規模は、第3次総合計画が始まった平成23（2011）年度と平成30（2018）年度の決算を比較すると、歳入は地方交付税の大幅な減少があるものの、町税やふるさと応援寄附金などの増加により歳入が増加しています。一方、歳出については社会的要因を背景とした福祉・医療・介護事業等に係る社会保障費などの増加が見られるものの、事務事業の見直しなどにより、歳出抑制が図られている状況です。さらに財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率などの各種財政指標についても改善しています。しかし、今後も社会保障費の増加が予想され、公共施設の長寿命化対策における財政負担の平準化を図ったとしても、厳しい財政状況が続くことが予想されます。このため、「三川町行財政改革推進プラン（行財政改革大綱）」に基づき、弾力性に富み、効率的・効果的で持続可能な財政運営をしていくことが必要となっています。

また、地方分権が進む中、業務の効率化の取り組みとともに、職員には町民のニーズに適切に対応し、企画・立案・実行を成し遂げる政策形成能力、業務遂行能力が求められています。このことから、職員の能力向上と意識改革を図るとともに、行政ニーズの変化に対応した柔軟な組織・機構の見直しを図っていく必要があります。

さらに、令和元（2019）年5月31日には「デジタル手続法^{※38}」が公布され、これに伴い「デジタル行政推進法^{※39}」が改正されました。国は「社会全体のデジタル化」を推進すべく、「行政手続きのオンライン原則」を掲げ、地方公共団体は努力義務とされながらも、国と同様、行政手続きのオンライン化の推進が求められています。具体的には、マイナンバー制度^{※40}の実施に伴う

※38 デジタル手続法 … 行政手続きを電子申請することで、利用者の利便性を高めるとともに、行政の効率化を図るための法律。

※39 デジタル行政推進法 … 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための法律。

※40 マイナンバー制度 … 社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人情報が同一の情報であることを確認するために活用される制度。

マイナポータル^{※41}を活用した電子申請、添付資料の省略に資する情報連携が可能となっており、役所での行政手続きや添付書類の撤廃等による行政サービスの向上が期待されています。

情報通信技術（ICT）はとどまることなく急速に進歩しており、ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）などに代表される新しいツールが日々生み出されています。いつでも、どこでも、何でも、誰でもネットワークにアクセスし、情報を入手することができるユビキタス社会^{※42}から、あらゆる物がネットワークにつながる IoT 時代に移り変わりつつある社会情勢の中、本町の情報通信環境を整え、本町の魅力や特色などの情報を迅速かつ効果的に発信していくことが求められています。

また、まちづくりを推進するうえでは、アンケート調査や各種会議、窓口相談などあらゆる機会を通じて町民のニーズを把握し、町民の声を町政にいかしていくことが最も重要です。このため、町民や地域、各種団体等とのコミュニケーションを向上させ、広聴による町民意識の把握を積極的に進めていくことが必要となっています。

本町は、定住の促進、住みやすい地域社会の形成などを目的として、近隣市町と連携・協力し、庄内南部定住自立圏、庄内北部定住自立圏の2つの定住自立圏^{※43}を形成し、地域全体で医療・福祉・教育などの生活機能の強化や、交通インフラの整備に取り組んでいます。今後も単一自治体での解決が困難な課題に対応するため、近隣市町や関係機関と広域的に連携し、庄内地域の一体的な振興を図ることが必要となっています。

主要施策

4-3-1 町民参画

①協働によるまちづくりの推進

ア 地域が抱える課題の解決に向けて、町民、地域、各種団体と行政が一体となって、自助・互助・公助による協働のまちづくりを推進します。

②コミュニティ活動の活性化

ア 町内会構成世帯数の変化や世帯員の高齢化を踏まえ、町内会の活性化や負担軽減、効率化を図るための支援の充実に努めます。

イ 地域のつながりを重視したコミュニティづくり活動を推進し、地域の活性化につなげていきます。

ウ 人材育成や人的交流に対する積極的な支援・派遣を行い、地域活動の担い手やボランティアの育成に努めます。

③男女共同参画の推進

ア 男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の拡充に努めます。

イ 家庭、地域等において、固定的な役割分担意識にとらわれず、一人の人間として能力を発揮できる社会の実現に努めます。

※41 マイナポータル … 政府が運営するオンラインサービス。

※42 ユビキタス社会 … 「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークにつながるにより、さまざまなサービスが提供され、人々の生活をより豊かにする社会。

※43 定住自立圏 … 中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保するもの。本町は、鶴岡市、庄内町と「庄内南部定住自立圏」を平成 25（2013）年度に、酒田市、庄内町、遊佐町と「庄内北部定住自立圏」を平成 26（2014）年度にそれぞれ形成。

4-3-2 行財政改革

①健全な財政運営の堅持

ア 町税等の収納率向上や新たな財源等による歳入を確保するとともに、毎年度、事業の見直しによる歳出削減に努めることにより、効率的で健全な財政運営の堅持に努めます。

②組織体制や事業の積極的な見直し

ア 町民ニーズに対応できる組織体制の見直しを推進します。

イ 非効率的な事業や目的を達成した事業などについて、事業の統廃合に努めます。

③電子自治体^{※44}の推進

ア 職員の情報処理能力、情報セキュリティ意識の向上を図るとともに、情報通信技術（ICT）の積極的な活用を図り、効率的・効果的な電子自治体の体制整備を推進します。

イ 申請、届出手続きの電子化やオープンデータ^{※45}の整備・公開を進め、町民が利用しやすい環境を整えることで、町民サービスの向上を図ります。

④職員の資質向上

ア 職員の研修機会を充実するとともに、職員一人ひとりが能力を発揮できる体制を整備し、各種業務を着実に遂行します。

4-3-3 情報発信・広聴

①情報発信力の強化

ア 読みやすい広報紙、見やすいホームページの作成に努め、誰でも本町に関する必要な情報を簡単に入手できるように情報発信力の向上を図ります。

イ 日々進歩を続ける SNS ツールを積極的に活用し、より多くの方に素早く情報を届けられるように努めます。

ウ 町外への情報発信を強化し、本町の魅力を広めることで、移住定住や交流人口の拡大につなげます。

⇒ 関連施策 基本目標 3-2-2 交流

⇒ 関連施策 基本目標 3-2-3 移住・定住

②情報通信環境の整備促進

ア 町内の公共施設等への情報通信設備の拡充に努め、観光や災害発生時等に活用できるように、町内でのインターネットアクセス環境の向上を目指します。

③広聴活動の充実

ア 幅広く、きめ細かに住民の多様なニーズや意見の収集を行い、町政に的確に反映させるように努めます。

イ 複雑化する町民の相談に対応できるように、各部署において相談しやすい体制づくりを推進します。

ウ 次世代を担う若い世代の意見を収集する機会を創出し、町の新たな魅力づくりにつなげます。

エ 町の施策や事業の進捗状況を積極的に開示し、町民への周知とともに提言等しやすい環境づくりに努めます。

※44 電子自治体 … コンピュータやネットワークなど情報通信技術（ICT）を行政のあらゆる分野に活用することにより、住民や企業の事務負担の軽減や利便性の向上、行政事務の簡素化・合理化などを図り、効率的・効果的な自治体を実現するもの。

※45 オープンデータ … インターネットなどを通じて誰でも自由に入手し、利用・再配付できるデータの総称。

4－3－4 広域連携

①広域連携体制の充実強化

ア 地域全体の課題解決や発展に向けて、山形県や近隣市町との連携の強化に努めます。

イ 庄内南部定住自立圏、庄内北部定住自立圏による圏域全体での生活機能の確保や地域活性化に取り組んでいきます。